

## 第1 全体目標

### 第3期がん対策推進基本計画案（案）（概要）

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」  
 ①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

## 第2 分野別施策

### 1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診  
(2次予防)

### 2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん  
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

### 3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

### 4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

## 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

資料3

第3期がん対策推進基本計画案 (案)

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

N

平成29年〇月

1

2

## 目次

1	1	(4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援）..58
2	2	(5) ライフステージに応じたがん対策.....66
3	3	2はじめに.....5
3	3	第1 全体目標 ..69
4	4	1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実.....7
5	5	2. 患者本位のがん医療の実現.....7
6	6	3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 ..7
7	7	第2 分野別施策と個別目標 ..8
8	8	1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実.....8
9	9	(1) がんの1次予防 ..8
10	10	(2) がんの早期発見、がん検診（2次予防） ..15
11	11	2. 患者本位のがん医療の実現 ..19
12	12	(1) がんゲノム医療 ..19
13	13	(2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実 ..22
14	14	(3) チーム医療の推進 ..29
15	15	(4) がんのリハビリテーション ..30
16	16	(5) 支持療法の推進 ..31
17	17	(6) 希少がん、難治性がん対策（それぞれのがんの特性に応じた対策） ..32
18	18	(7) 小児がん、A-YA世代のがん、高齢者のがん対策 ..35
19	19	(8) 病理診断 ..38
20	20	(9) がん登録 ..40
21	21	(10) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組 ..42
22	22	3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 ..44
23	23	(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ..44
24	24	(2) 相談支援、情報提供 ..51
25	25	(3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援 ..55

## はじめに

1 向上させていくことが必要である。

2 我が国において、がんは、昭和56（1981）年より死因の第1位であり、  
3 平成27（2015）年には、年間約37万人が亡くなり、生涯のうちに、約  
4 2人に1人が罹患すると推計されている。こうしたことから、依然として、が  
5 んは、国民の生命と健康にとって重大な問題である。

6 我が国においては、昭和59（1984）年に策定された「対がん10カ年  
7 総合戦略」、平成6（1994）年に策定された「がん克服新10か年戦略」、  
8 平成16（2004）年に策定された「第3次対がん10か年総合戦略」に基  
9 づき、「がん対策に取り組んできた。また、平成26（2014）年からは、「が  
10 ん研究10か年戦略」に基づき、「がん研究を推進している。  
11 平成18（2006）年6月には、「がん対策の一層の充実を図るため、がん  
12 対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）が成立し、平成1  
13 がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、第1期の「がん対策推進基本  
14 計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。  
15 第1期（平成19（2007）年度～平成24（2012）年度）の基本計  
16 画では、「がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）」の整備、緩和ケ  
17 ア提供体制の強化、地域がん登録の充実が図られた。第2期（平成24（20  
18 12）年度～平成29（2017）年度）の基本計画では、小児がん、がん教  
19 育、がん患者の就労を含めた社会的な問題等についても取り組むこととされ、  
20 死亡率の低下や5年相対生存率が向上する等、一定の成果が得られた。また、  
21 がん対策において取組が遅れている分野について、取組の一層の強化を図るた  
22 め、平成27（2015）年12月には、「がん対策加速化プラン」が策定され  
23 た。

24 しかししながら、平成19年度からの10年間の目標である「がんの年齢調整  
25 死亡率（75歳未満）の20%減少」については、達成することができなかつ  
26 た。その原因としては、喫煙率やがん検診受診率の目標値が達成できなかつ  
27 たこと等が指摘されている。今後、がんの年齢調整死亡率（75歳未満）を着実  
28 に低下させていくためには、がんに罹る国民を減らすことが重要であり、予防  
29 のための施策を一層充実させていくことが必要である。また、がんに罹った場  
30 合にも、早期発見・早期治療につながるがん検診は重要であり、その受診率を  
31 提高していくことが必要である。  
32 また、新たな課題として、がん種、世代、就労等の患者それぞれの状況に応  
33 じたがん医療や支援がなされていないこと、がんの罹患をきっかけとした離職  
34 者の割合が改善していないことが指摘されており、希少がん、難治性がん、小  
35 健児がん、AYA（Adolescent and Young Adult）世代（思春期世代と若年成人  
7 世代）（以下「AYA世代」という。）のがんへの対策が必要であること、ゲノ  
8 ム医療等の新たな治療法等を推進していく必要があります。また、就労を含めた社会  
9 的な問題への対応が必要であること等が明らかとなってきた。

10 さらに、平成28（2016）年の法の一部改正の結果、法の理念に、「が  
11 ん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、  
12 がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉  
13 的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようになります」と  
14 もに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を  
15 営むことができる社会環境の整備が図られることが追加され、国や地方公共  
16 団体は、医療・福祉資源を有効に活用し、国民の視点に立ったがん対策を実施  
17 することが求められている。  
18 本基本計画は、このような認識の下、法第10条第7項の規定に基づき、第  
19 2期の基本計画の見直しを行い、がん対策の推進に関する基本的な計画を明ら  
20 かにするものであり、その実行期間を、平成29（2017）年度から平成3  
21 4（2022）年度までの6年程度を一つの目安として定めるものである。  
22 今後は、本基本計画に基づき、国と地方公共団体、がん患者を含めた国民、  
23 医療従事者、医療保険者、事業主、学会、患者団体等の関係団体、マスメディ  
24 ア等（以下「関係者等」という。）が一体となって、上記に掲げたような諸課題  
25 の解決に向けて、取り組みを進めていくことが必要である。本基本計画におい  
26 ては、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指すこと」を  
27 目標とすることとする。

## 第1 全体目標

### 第2 分野別施策と個別目標

- 2 がん患者を含めた国民が、がんの克服を目指し、がんに関する正しい知識を持つ、避けられるがんを防ぐことや、様々ながんの病態に応じて、専門を持つことでも、どこに居ても、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、暮らししていくことができるよう、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」を3つの柱とし、平成29（2017）年度から平成34（2022）年度までの6年程度の期間の全体目標として、以下の3点を設定する。
- 1 1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実  
～がんを知りがんを予防する～
- 12 がんを予防する方法を普及啓発するとともに、研究を推進し、その結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患者を減少させる。国民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見、早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者の減少を実現する。
- 13 がんを予防する方法を普及啓発するとともに、研究を推進し、その結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患者を減少させる。国民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見、早期治療を促すことでの効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者の減少を実現する。
- 14 ビッグデータや人工知能（Artificial Intelligence、以下「AI」という。）を活用した患者本位のがんゲノム医療等を推進し、個人に最適化されたがん医療を実現する。また、がん医療の質の向上、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化、効率的かつ持続可能ながん医療を実現する。
- 15 2. 患者本位のがん医療の実現  
～適切な医療を受けられる体制を実現させる～
- 16 3. 専門を持った安心して暮らせる社会の構築  
～がんになつても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～

- 2 1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実  
～がんを知りがんを予防する～
- 3 がん予防は、全てのがんの対策において、最も重要な費用対効果に優れた長期的な施策となる」とされており、引き続き、がん予防を進めていくことによって、選択されるがんを防ぐことが重要である。がんのリスク等に関する科学的根拠に基づき、がんのリスクの減少（1次予防）、国民が利用しやすい検診体制の構築、がんの早期発見・早期治療（2次予防）の促進とともに、予防・検診に関する研究を進めることによって、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの罹患者や死亡者の減少を実現する。
- 4 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 5 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 6 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 7 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 8 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 9 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 10 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 11 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 12 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 13 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 14 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 15 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 16 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 17 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 18 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 19 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 20 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 21 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 22 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 23 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 24 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 25 がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のよくな対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。
- 26 <がんの予防法>
- 27 喫煙：たばこは吸わない。他人のたばこの煙を避ける。
- 28 飲酒：飲酒をする場合は、節度のある飲酒をする。
- 29 食事：食事は、偏らずバランス良くとる。
- 30 ✓ 塩蔵食品、食塩の摂取は、量を限にする。
- 31 ✓ 野菜や果物不足にならない。

<sup>1</sup> 「Cancer Control: Knowledge into Action: WHO Guide for Effective Programmes: Module 2: Prevention」(WHO Guide for Effective Programmes: Module 2: Prevention) (WHO Guide for Effective Programmes: Module 2: Prevention)

<sup>2</sup> 国立がん研究センター研究開発費「科学的根拠に基づく発がん性・がん予防効果の評価とがん予防ガイドライン開発研究」(平成24(2012)年度～)  
[http://ganjoho.jp/public/pre\\_scriprevention/evidence\\_based.html](http://ganjoho.jp/public/pre_scriprevention/evidence_based.html)

1 て、受動喫煙の健康への影響が明らかになった。また、同報告書においては、  
2 受動喫煙を原因として死亡する人が日本国内で年間1万5千人を超えるとの推  
3 計がなされており、がんの予防の観点からも、受動喫煙防止対策は重要である。

1 飲食物を熱い状態でとらない。  
 2 身体活動：日常生活を活動的に過ごす。  
 3 体形：成人期での体重量を適正な範囲で管理する。  
 4 感染：肝炎ウイルスの検査を受け、感染している場合は専門医に相談する。  
 5 機会があれば、ヘルコバクター・ピロリの検査を受ける。

## ① 生活習慣について

(理狀・標題)

事業者の努力義務となると、職場で受動喫煙の機会を有する者の割合は30.9%となつており、異なる対策が必要となつている。

基進法による健増運動

基本方針（以下「オリパラ基本方針」という。）が閣議決定され、「受動喫煙防止対策については、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する」とされていている。これを踏まえ、現在、政府内において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に、受動喫煙防止対策の徹底のための検討が進められている。

飲酒、身体活動、体形や食生活等の生活習慣については、「健康日本2.1(第二次)」等で適切な生活習慣の普及・啓発等を行ってきたが、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(平成27(2015)年:男性1.3%、女性1.7%)、運動習慣のある者の割合(平成27(2015)年:男性3.7%、女性8.1%)(7.6%)、野菜の摂取量(平成27(2015)年:293.6g(286.5g))については、大きな変化が見られず、対策は十分とはいえない。  
※( )内は、平成2.4(2012)年のデータ

33 34

<sup>5</sup>「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」とは、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者。  
<sup>6</sup>「過剰習得のある者」とは、30分・週2回以上以上の運動を1年以上継続している者。

6

### (取り組むべき施策)

- 1 たばこ対策については、喫煙率の減少と受動喫煙防止を図る施策等をより一層充実させる。具体的には、様々な企業・団体と連携し、喫煙が与える健康への悪影響に関する意識向上のための普及啓発活動を一層推進するほか、禁煙希望者に対する禁煙支援を図る。
- 6 子宮頸がんの発生は、その多くがHPVの感染が原因であり、子宮頸がんの予防のためにHPV感染への対策が必要である。子宮頸がんの年齢調整罹患率<sup>9</sup>は、平成14（2002）年は、人口10万人あたり9.1であつたものが、平成24（2012）年には、11.6と増加傾向にあり、国は、これまでHPVワクチンの定期接種化等を行う等、子宮頸がんの予防対策を行ってきた。
- 12 肝炎ウイルスについては、国は、B型肝炎ワクチンの定期接種化（平成28（2016）年10月～）や、肝炎ウイルス検査体制の整備等を行ってきた。しかし、検査を受けたことがある者は、国民の約半数<sup>10</sup>にとどまつており、また、検査結果が陽性であつても、その後の受診につながっていない状況にある。
- 18 ATSHは、HTLV-1の感染が原因であり、主な感染経路は、母乳を介した母子感染である。国による感染予防対策が行われており、HTLV-1感染者（キャリア）の推計値は、約10.8万人（平成19（2007）年）から約8.0万人（平成27（2015）年）と減少傾向にある。
- 24 胃がんについては、胃がんの年齢調整死亡率<sup>11</sup>は、人口10万人あたり40.1（昭和50（1975）年）から10.1（平成27（2015）年）へと大幅に減少しているものの、依然として、がんによる死亡原因の第3位<sup>12</sup>となつており、引き続き対策が必要である。なお、ヘリコバクター・ピロリの除菌が胃がん発症予防に有効であるかどうかについては、まだ明らかでないものの、ヘリコバクター・ピロリの感染が胃がんのリスクであることは、科学的に証明
- 30 （現状・課題）
- 31 発がんに寄与する因子としては、ウイルスや細菌の感染は、男性では喫煙に次いで2番目、女性では最も発がんに大きく寄与する因子となつている<sup>6</sup>。発がんに大きく寄与するウイルスや細菌としては、子宮頸がんの発がんと関連する「スマート・ライフ・プロジェクト」<sup>7</sup>とは、「健康寿命をのばそう！」をスローガンに、国民个体が人生の最後まで元気にして健康で楽しく毎日が送れることを目指とした国民運動<sup>8</sup>など。
- 32 「スマート・ライフ・プロジェクト」とは、「健康寿命をのばそう！」をスローガンに、同じ集団の平成の牛次進歩を見たため、集団个体の死因を基準となる集団の牛次進歩
- 33 「牛次進歩率」とは、高齢化の影響等により牛次進歩率が異なる集団の間で牛次進歩率を比較する場合や、同じ集団で偏差率の仕事率を見たため、集団全体の偏差率を基準とする集団の牛次進歩率（以下人口）に合わせた形で算出した羅思率。
- 11 年度「肝炎検査受検状況実態把握事業 事業成果報告書」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002gd4j/at/2r9852000002gd60.pdf>
- 12 「牛次進歩率」とは、高齢化の影響等により牛次進歩率が異なる集団の間で死因を比較する場合や、同じ集団で死因に牛次進歩を見たため、集団个体の死因を基準となる集団の牛次進歩率（以下人口）に合わせた形で算出した羅思率。
- 13 「国立がん研究センターがん情報サービス「がん体録・新刊」

- 1 ヒトバビローマウイルス（以下「HPV」という。）、肝がんと関連する肝炎ウイルス、ATSH（成人T細胞白血病）と関連するヒトT細胞白血病ウイルス1型（以下「HTLV-1」という。）、胃がんと関連するヘリコバクター・ピロリ等がある。
- 5 子宮頸がんの発生は、その多くがHPVの感染が原因であり、子宮頸がんの予防のためにHPV感染への対策が必要である。子宮頸がんの年齢調整罹患率<sup>9</sup>は、平成14（2002）年は、人口10万人あたり9.1であつたものが、平成24（2012）年には、11.6と増加傾向にあり、国は、これまでHPVワクチンの定期接種化等を行う等、子宮頸がんの予防対策を行ってきた。
- 10 肝炎ウイルスについては、国は、B型肝炎ワクチンの定期接種化（平成28（2016）年10月～）や、肝炎ウイルス検査体制の整備等を行ってきた。しかし、検査を受けたことがある者は、国民の約半数<sup>10</sup>にとどまつており、また、検査結果が陽性であつても、その後の受診につながっていない状況にある。
- 15 ATSHは、HTLV-1の感染が原因であり、主な感染経路は、母乳を介した母子感染である。国による感染予防対策が行われており、HTLV-1感染者（キャリア）の推計値は、約10.8万人（平成19（2007）年）から約8.0万人（平成27（2015）年）と減少傾向にある。
- 20 胃がんについては、胃がんの年齢調整死亡率<sup>11</sup>は、人口10万人あたり40.1（昭和50（1975）年）から10.1（平成27（2015）年）へと大幅に減少しているものの、依然として、がんによる死亡原因の第3位<sup>12</sup>となつており、引き続き対策が必要である。なお、ヘリコバクター・ピロリの除菌が胃がん発症予防に有効であるかどうかについては、まだ明らかでないものの、ヘリコバクター・ピロリの感染が胃がんのリスクであることは、科学的に証明
- 25
- 30 （現状・課題）
- 31 発がんに寄与する因子としては、ウイルスや細菌の感染は、男性では喫煙に次いで2番目、女性では最も発がんに大きく寄与する因子となつている<sup>6</sup>。発がんに大きく寄与するウイルスや細菌としては、子宮頸がんの発がんと関連する「スマート・ライフ・プロジェクト」<sup>7</sup>とは、「健康寿命をのばそう！」をスローガンに、国民个体が人生の最後まで元気にして健康で楽しく毎日が送れることを目指とした国民運動<sup>8</sup>など。
- 32 「スマート・ライフ・プロジェクト」とは、「健康寿命をのばそう！」をスローガンに、同じ集団で死因を基準とする集団の間で死因を比較する場合や、同じ集団で死因を基準とする集団の牛次進歩率（以下人口）に合わせた形で算出した羅思率。
- 33 「牛次進歩率」とは、高齢化の影響等により牛次進歩率が異なる集団の間で死因を比較する場合や、同じ集団で死因を基準とする集団の牛次進歩率（以下人口）に合わせた形で算出した羅思率。

1 されている<sup>13</sup>。

2 9 %)、女性 6.4 % (8.1 %) とすること、運動習慣のある者について、  
3 20～64歳の男性 36.0 % (24.6 %)、女性 33.0 % (19.8 %)、  
4 65歳以上の男性 58.0 % (52.5 %)、女性 48.0 % (38.0 %)  
5 とするここと等を実現することとする。  
※ ( ) 内は、平成 27 (2015) 年のデータ  
6 総じた上で総合的に判断していく。

7 肝炎ウイルスについては、国は、肝炎ウイルス検査体制の充実やウイルス陽性者の受診勧奨、普及啓発を通じて、肝炎の早期発見・早期治療につなげるこ  
8 とにより、肝がんの発症予防に努める。また、B型肝炎については、予防接種  
9 を着実に推進する。

10 11 HTLV-1については、国は、感染予防対策を含めた総合対策等に引き続  
12 き取り組む。

13 ヘリコバクター・ピロリについては、国は、除菌の胃がん発症予防における  
14 有効性について、内外の知見を基に検討する。

15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35

【個別目標】  
喫煙率については、「健康日本21（第二次）」と同様、平成34（2022）年度までに、禁煙希望者が禁煙することにより、成人喫煙率を12%とするこ  
と及び20歳未満の者の喫煙をなくすことを目標とする。

枠の中は第二期計画の記載内容  
受動喫煙については、平成34（2022）年度までに、受動喫煙の機会を  
有する者の割合を、行政機関及び医療機関において0%にすること、また、家庭においては3%、飲食店においては15%とすることを目標とする。  
また、職場については、事業主が「全面禁煙」または「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じることにより、平成32（2020）年までに、受動喫煙のない職場を実現することとする。

その他の生活習慣改善については、平成34（2022）年度までに、生活  
習慣病のリスクを高める量を飲酒している者について、男性13.0%（13.0%）

(P)

## （2）がんの早期発見、がん検診（2次予防）

がん検診は、がんに罹患している疑いのある者や、がんに罹患している者を判定し、必要かつ適切な診療につなげることにより、がんの死亡者の減少を目指すものである。このため、国には、がん検診の有効性や精度管理についての検討会を開催する等、科学的根拠に基づくがん検診の実施を推進してきた。

現在、対象型がん検診としては、健常増進法に基づく市町村（特別区を含む以下同じ。）の事業による検診が任意で行われている。科学的根拠に基づくがん検診としては、がんの早期発見、早期治療につながるため、がんの死亡者を更に減少させていくためには、がん検診の受診率向上及び精度管理の異なる充実が必要不可欠である。

### ① 受診率向上対策について

#### （現状・課題）

国は、これまで、平成28（2016）年度までに、がん検診受診率を50%以上にすることを目標に掲げ、がん検診無料クーポンや検診手帳の配布、市町村と企業との連携促進、受診率向上のキャンペーン等の取組を行ってきた。地方公共団体においても、普及啓発活動や様々な工夫によって、がん検診の受診率の向上を図るための取組が行われてきた。

しかしながら、現状のがん検診の受診率は30%ないし40%台<sup>15</sup>であり、いずれのがんも、第2期基本計画における受診率の目標値（50%。胃、肺、大腸は当面40%）を達成できていない。我が国のがん検診の受診率は、依然として、諸外国に比べて低い状況にある。

がん検診を受けない理由としては、「がん対策に関する世論調査（内閣府）（平成28（2016）年）」等において、「受けれる時間がないから」、「健康状態に自信がないから」、「心配などはないから」、「心配などはないから」等が挙げられており、より効果的な受診動機や普及啓発、受診者の立場に立った利便性への配慮等の対策が求められている。

34

<sup>14</sup> 平成24（2012）年から開始した「がん検診のあり方にに関する検討会（厚生労働省）」  
<sup>15</sup> 平成25（2013）年「国民生活基礎調査」

#### （取り組むべき施策）

国、都道府県、及び市町村は、これまでの施策の効果を検証した上で、引き続き、連携しつつ、効果的な受診率向上のための方策を検討し、実施する。市町村は、当面の対応として、検診の受診手続の簡素化、効果的な受診動機、職域で受診機会のない者に対する受診体制の整備、受診対象者の名簿を活用した個別受診動機・再勧奨、かかりつけ医や薬局の薬剤師を通じた受診動機等、可能な事項から順次取組を進める。

市町村や検診実施機関においては、受診者に分かりやすくがん検診を説明する等、受診者が、がん検診の意義、必要性を適切に理解できるように努める。また、がん検診と特定健診の同時実施や、女性が受診しやすい環境整備等、受診者の立場に立った利便性の向上、財政上のインセンティブ等の活用に努める。

#### ② がん検診の精度管理等について

（現状・課題）

がんによる死亡率を減少させるためには、がん検診における徹底した精度管理が必要である。欧州では、国の政策として、乳がん・子宮頸がんを中心とした組織型検診<sup>16</sup>が導入され、高い精度管理を維持し、がん死亡率減少に成功している国もある。一方、我が国においては、市町村が住民を対象として実施するがん検診について、精度を適切に管理している市町村の数は、徐々に増加しているものの、十分とは言えない状況にある。職域において、被保険者等を対象として行うがん検診については、精度管理ができる体制は整備されていない。市町村及び職域における全てのがん検診について、十分な精度管理を行うことが必要である。

がんの早期発見・早期治療のためには、精密検査が必要と判定された受診者が、その後、実際に精密検査を受診することが必要であるが、本来100%で行われている検査のことは、がんの死亡率減少をより確実にするために、欧洲で公共政策として行われている検査のこと。なお、「組織型検診」の基本条件として、①対象集団の明確化、②対象となる個人が特定される、③高い受診率を確保できる体制、④精度管理体制の整備、⑤診断・治療体制の整備、⑥検査受診者のモニタリング、⑦評価体制の確立、が挙げられている。（国立がん研究センターがん情報サービス「がん検診について」）



## 2. 患者本位のがん医療の実現 ～適切な医療を受けられる体制を充実させる～

- 1 エンサー<sup>22</sup>を用いたゲノム解析に基づいた治療薬を含めた治療選択肢を提示す  
2 る研究事業が進められている。また、拠点病院<sup>23</sup>に、遺伝カウンセリングを行う  
3 者を配置するといった取組も行われている。
- 4 今後、拠点病院等において、がんゲノム医療を実現するためにには、次世代シ  
5 ットエンサーを用いたゲノム解析の品質や精度を確保するための基準の策定、  
6 解析結果の解釈（臨床的意義づけ）や必要な情報を適切に患者に伝える体制の  
7 整備等を進めていく必要がある。また、遺伝カウンセリングを行う者等のがん  
8 ゲノム医療の実現に必要な人材の育成やその配置を進めていく必要がある。
- 9 10 希少がん、小児がん、難治性がんをはじめとして、全てのがんについて、ゲ  
11 ノム医療によって得られた情報を、革新的治療薬の開発や個人に最適化された  
12 治療選択等に活用できる仕組みを構築する必要性が指摘されている。
- 13 14 デノム情報の取扱いについて、患者やその家族が安心できる環境を整備して  
15 いくことも求められている。
- 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 国は、関係機関等と連携し、がんゲノム医療に必要な人材を育成し、適切な  
（現状・課題）  
近年、個人のゲノム情報に基づき、個人ごとの違いを考慮したゲノム医療<sup>20</sup>へ  
の期待が高まっています。国内外において様々な取組が行われている。  
諸外国ではゲノム医療を推進するため、様々な国家プロジェクトが進行中で  
ある。英国では、平成24（2012）年から、「Genomics England」を立ち上げ、10万人のゲノムを解析し、がんや難病の治療に役立てる取組が行われて  
いる。米国では、平成27（2015）年から、「Precision Medicine Initiative」  
を開始し、遺伝子、環境、ライフスタイルに関する個人ごとの違いを考慮した  
予防や治療法を確立する等の取組が推進されている。  
我が国では、平成27（2015）年7月にとりまとめられた「ゲノム医療  
実現推進協議会」の中間とりまとめにおいて、ゲノム医療の実現が近い領域と  
して、がん領域が掲げられている。また、平成28（2016）年10月にと  
りまとめられた「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」の  
意見とりまとめにおいては、遺伝子関連検査の品質・精度の確保、ゲノム医療  
に従事する者の育成、ゲノム医療の提供体制の構築、社会環境の整備等を進め  
ていくことが求められている。  
現在、がんゲノム医療の実用化を推進する取組として、バイオバンク<sup>24</sup>や臨床  
情報とゲノム情報を統合したデータベースといった基盤整備や、次世代シーケ  
ンサー<sup>25</sup>を用いたゲノム情報<sup>26</sup>をはじめとした各種オミクス検査情報を  
下にして、その人の体質や状況に適した「医療」を行うこと。  
「バイオバンク」<sup>27</sup>とは、提供されたヒトの細胞、遺伝子、組織等について、研究用資源  
として品質管理を実施して、不特定多数の研究者に提供する非営利的事業のこと。

<sup>22</sup> 「次世代シーケンサー」とは、核酸の配列を、同時に並行で高速・大量に読み取る解析装置のこと。  
<sup>23</sup> 本基本計画における「拠点病院」とは、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、国立がん研究センター中央病院及び病院の総称を指す。

配置がなされよう、必要な支援を行う。

## (2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実

2 がん医療の進歩は目覚ましく、平成18（2006）年から平成20（2008）年までに診断された全がんの5年相対生存率<sup>6</sup>は62.1%と、3年前（58.6%）に比べて3.5%上昇しております。年齢調整死亡率も、1990年代後半から低下傾向にある。一方、肺がん、肺がん、肝がんの5年相対生存率は、それぞれ、7.7%、31.9%、32.6%と、依然として低いがん種もある。

3 ① がん医療提供体制について（医療提供体制の均てん化・集約化、医療安全、

4 5 6 7 8 9 10 11

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

国は、がんゲノム医療の実現に合わせた、薬事承認や保険適用等の適切な運用を検討する。

国は、拠点病院等での診療や治験を含めた臨床研究等で得られたゲノム情報及び臨床情報等を集約し、ゲノム情報に基づく適切な診療の提供や革新的な治療を開発するため、質の高いデータベースやバイオバンクの整備を行う。併せて、ゲノム情報等のビッグデータを効率的に活用するためのAIの開発を可能とする高度計算機器等の技術基盤を整備し、小児がん、希少がん、難治性がんをはじめとした全てのがんに対する治療開発を加速させる。

がんゲノム医療の推進とともに、がんゲノム情報の取扱いや、がんゲノム医療に関する国民の理解を促進するため、教育や普及啓発に努めるとともに、安心してゲノム医療に参加できる環境の整備を進めます。

【個別目標】

国は、ゲノム情報を活用し、個々のがん患者に最適な医療を提供するため、「ゲノム情報を使った医療等の実用化推進タスクフォース」や「がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会」の議論も踏まえ、本基本計画に基づき、段階的に体制整備を進めます。また、「がんゲノム医療推進コンソーシアム」を形成することや、2年以内に拠点病院等の見直しに着手する等、がんゲノム医療を提供するための体制整備を進める。

近年、医療安全に関する問題が指摘されているが、拠点病院においても事故が度々報告される等、医療安全に関する取組の強化が求められている。  
医療技術の発達により革新的ではあるが非常に高額な治療法が出現している。

21 「5年相対生存率」とは、あるがんと診断された場合に、治療でどのくらい生命を数えるかを示す指標。あるがんと診断された人のうち5年後に生存している人の割合が、日本人全世代（正確には、性別、生まれた年、および年齢の分布を同じくする日本人集団）で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いですか。（出典：国がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」）

22 「キヤンサーボード」とは、手術、放射線療法、薬物療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師等との他の専門門を異にする医師等によるがん患者の症状及び治療方針等を意見交換、共有・検討・確認等するためのセンターがん相談センターのことをいいます。

1 る。がんについても、一部のがん種に対する新たな選択肢として期待されてもいる。  
2 が、近年の厳しい財政事情の下で、制度の持続可能性も考慮することが必要  
3 である。

#### (取り組むべき施策)

4 国は、がん診療提供体制について、これまで、拠点病院等を中心とした体制  
5 を整備してきた現状を踏まえ、引き続き、標準的な手術療法、放射線療法、薬  
6 物療法等の提供体制、緩和ケア、がん相談支援センターの整備、院内がん登録、  
7 キャンサーボードの実施等の均てん化が必要な取組に関して、拠点病院等を中心とした取組を進める。

8 国は、拠点病院等における質の格差を解消するため、診療実績数等を用いた  
9 他の医療機関との比較、第三者による医療機関の評価、医療機関間での定期的  
10 な実地調査等の方策について検討する。

11 国は、拠点病院等の整備指針の要件を満たしていないことが疑われる拠点病  
12 院等に対する指導方針や、各要件の趣旨や具体的な実施方法等の明確化等につ  
13 いて検討する。

14 国は、拠点病院等の要件の見直しに当たっては、ゲノム医療、医療安全、支  
15 持療法<sup>26</sup>等、新たに追加する事項を検討する。なお、ゲノム医療、一部の放射線  
16 療法、小児がん、希少がん、難治性がん等のがん種については、治療成績の向  
17 上等に資する研究開発の促進や診療の質の向上を図るために、患者のアクセス、  
18 病院の特徴や規模等、地域の状況に十分配慮した上で、がん医療における診療  
19 機能の集中、機能分担、医療機器の適正配置等、一定の集約化のあり方ににつ  
20 いて検討する。

21 国は、国民皆保険を持続させ、将来にわたつて必要かつ適切ながん医療を患  
22 者に提供するため、がん治療への国民負担の軽減と医療の質の向上に関する必  
23 要な取組を行う。

24 国は、身体への負担の少ない手術療法や侵襲性の低い治療等を普及させる。  
25 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。  
26 また、安全かつ新しい手術療法や侵襲性の低い治療等を普及させる。  
27 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。  
28 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。  
29 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。  
30 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。  
31 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。  
32 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。  
33 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。

#### ② 各治療法について（手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法）

34 「手術療法」とは、がんそのものによる症状やがん治療に伴う副作用・合併症・後遺症による症状を軽減させるための予防、治療、ケアのこと。  
35 「放射線療法」とは、外科手術情報等のデータベースのこと。なお、「一般外科医が行う手術の95%以上の情報が登録（参加4,000施設以上、年間120万件）されており、施設等のハンドマークや、子術を受ける患者のリスクナレッジへの応用が可能となっている。

#### 1 (ア) 手術療法について

##### (現状・課題)

2 我が国では、がんに対する質の高い手術療法を安全に提供するため、拠点病  
3 院等を中心に、適切な実施体制や専門的な知識及び技能を有する医師の配置を  
4 行ってきた。

5 また、外科医の教育プログラムの開発による技能の均てん化や、より侵襲度  
6 の低い術式や医療機器の開発等の新たな技術開発に取り組んできだ。

7 一方、手術療法に関連する合併症の軽減等、更なる治療成績の向上を図るた  
8 め、平成23(2011)年より、一般社団法人日本外科学会等の外科系諸学  
9 会では、症例登録のデータベース(National Clinical Database<sup>27</sup>、以下「NC  
10 CD」という。)の構築を開始した。

11 また、一部の希少がんや難治性がん、小児がん、AYA世代のがん、高度進  
12 行がんについては、定型的な術式での治療が困難な場合があるため、対応可能  
13 な医療機関が偏在しており、今後は、医療提供体制を整備していくことが求め  
14 される。

15 また、身体への負担の少ない手術療法や侵襲性の低い治療等を普及させる。  
16 また、一部の希少がんや難治性がん、小児がん、AYA世代のがん、高度進  
17 行がんについては、定型的な術式での治療が困難な場合があるため、対応可能  
18 な医療機関が偏在しており、今後は、医療提供体制を整備していくことが求め  
19 される。

20 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。

21 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。

22 (取り組むべき施策)  
23 国は、外分野の専門的な学会等の意見を踏まえながら、引き続き、拠点病  
24 院等を中心に、人材の育成や適正な配置を行うことを検討する。

25 また、安全かつ新たな治療法に資する医療機器の開発を推進する。

26 「National Clinical Database<sup>27</sup>」とは、外科手術情報等のデータベースのこと。なお、「一般外科医が行う手術の95%以上の情報が登録（参加4,000施設以上、年間120万件）されており、施設等のハンドマークや、子術を受ける患者のリスクナレッジへの応用が可能となっている。

1 また、その情報提供を行う。多領域の手術療法に対応できるような医師・医療  
2 チームを育成する。

3 1 一タペース（放射線治療症例全国登録）を活用し、科学的根拠に基づいた治療  
2 を推進する。

#### (イ) 放射線療法について

7 (現状・課題)  
8 放射線療法については、放射線療法に携わる専門的な知識と技能を有する医  
9 師をはじめとした医療従事者の配置や、リニアック等の機器の整備等、集学的  
10 治療を提供する体制の整備が行われてきた。粒子線治療等の新たな医療技術に  
11 ついては、施設の整備に多大なコストを要することから、全国での配置は限ら  
12 れている。高度な放射線療法の提供については、機器の精度管理や照射計画に  
13 携わる専門職の必要性が指摘されている。

14 現在、粒子線治療は、限られたがん種について保険適用とされているが、今  
15 後の方向性としては、各がん種における有効性・安全性や費用対効果を十分に  
16 検証し、より効率的な利用を進めていく必要がある。  
17 18 核医学治療（R I : Radioisotope 内用療法<sup>28</sup>等）の体制については、近年、有  
19 効ながん種が拡大されつつあるが、全国的な放射線治療病室の不足等、体制面  
20 が不十分との指摘がある。

21 放射線療法は、根治的な治療のみならず、痛み等の症状緩和にも効果がある  
22 ものの、十分に活用されていないため、医療従事者に向けた知識の普及が必要  
23 との指摘がある。

24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37  
国は、標準的な放射線療法の提供体制について、引き続き、均一化を進め  
る。粒子線治療等の高度な放射線療法については、必要に応じて、都道府県を  
越えた連携体制や医学物理士<sup>29</sup>等の必要な人材のあり方にについて検討する。  
関係団体は、公益社団法人日本放射線腫瘍学会で行われている症例登録のテ  
「R I 内用療法」とは、投与された放射性薬剤が全身のがん病巣に分布することで、体  
内から放射線を照射する全身治療のこと。  
<sup>29</sup> 「医学物理士」とは、「一般財团法人日本医学物理士認定機構による認定資格で、平成28  
(2016) 年5月31日現在 959名。

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37  
国は、関係団体等と連携しながら、R I 内用療法について、当該治療を実施  
するためには必要な施設数、人材等を考慮した上で、R I 内用療法を推進するた  
めの体制整備について検討を進める。

4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37  
国及び関係団体は、がんの骨転移、脳転移等による症状の緩和に有用な「緩  
和的放射線療法」をがん治療の選択肢の一つとして普及させるため、当該療法  
に関することを緩和ケア研修会等の教育項目に位置づけ、がん治療に携わる医  
師等に対する普及啓発を進める。

#### (ウ) 薬物療法について

4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37  
国及び関係団体は、がん治療法部門の設置や外  
来薬物療法室の整備を進めるとともに、専門的な知識を有する医師、看護師、  
薬剤師等の配置を行い、適切な服薬管理や副作用対策等が実施されるよう努め  
るべきである。

4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37  
薬物療法が外来で実施されることが一般的となり、薬物療法を外来で受けける  
患者が増加していることから、拠点病院等の薬物療法部門では、薬物療法に關  
する十分な説明や、支持療法をはじめとした副作用対策、新規薬剤への対応等  
の負担が増大している。

1 国は、患者の病態に応じた適切な薬物療法を提供するため、専門的な医師や  
2 薬剤師や看護師、がん相談支援センターの相談員等の人材育成、適正配置に努  
3 める。また、それらの専門職等が連携し、患者に適切な説明を行うための体制  
4 整備に努める。

5

6

7 (工) 科学的根拠を有する免疫療法について

8 (現状・課題)

9 科学的根拠を有する免疫療法の研究開発が進み、「免疫チェックポイント阻害  
10 薬<sup>30</sup>」等、免疫療法は、有力な治療選択肢の一ひとつとなっている。

11

12

13 しかしながら、免疫療法と称しているものであっても、十分な科学的根拠を  
14 有する治療法とそうでない治療法があり、これらは明確に区別されねばならぬ  
15 指摘がある。国民にとっては、このような区別が困難な場合があることから、  
16 国民が免疫療法に関する適切な情報を得ることが困難となつているとの指摘が  
17 ある。

18

19 免疫療法には、これまでの薬物療法とは異なる副作用等が報告されており、  
20 その管理には専門的な知識が求められている。

21 免疫療法については、近年、新たな作用機序を持つ抗体医薬品等、単価が高  
22 く、市場が大きい医薬品が登場している。

23

24

25

26 (取り組むべき施策)

27 国は、薬事承認を受けて実施される免疫療法で、安全で適切な治療・副作用  
28 対策を行うことができるように、関係団体等が策定する指針等に基づいた適切  
29 な使用を推進する。

30

31 国は、免疫療法に関する適切な情報を患者や 국민に届けるため、情報提供の  
32 あり方について、関係団体と連携して検討を行う。

33

34 国は、革新的であるが非常に高額な医薬品について、適切で、効果的な使用

<sup>30</sup> 「免疫チェックポイント阻害剤」とは、がん細胞が免疫細胞を抑制するようにする薬剤のこと。  
体内に元々ある免疫細胞ががん細胞に作用できるようにする薬剤のこと。

1 (3) チーム医療の推進

2 (現状・課題)

3 患者とその家族の抱える様々な苦痛や悩み、負担に応え、安全かつ安心で質  
4 の高いがん医療を提供するため、多職種によるチーム医療の推進が必要である。  
5 これまで、拠点病院等を中心に、集学的治療等の提供体制の整備、キャンサ  
6 一ポートの実施、医科歯科連携、薬物療法における医療機関と薬局の連携、栄  
7 養サポートやリハビリーションの推進等、多職種によるチーム医療を実施す  
8 るための体制を整備してきた。

9 しかし、病院内の多職種連携については、医療機関ごとの運用の差や、がん  
10 治療を外来で受けける患者の増加による受療環境の変化によって、状況に応じた  
11 最適なチームを育成することや、発症から診断、入院治療、外来通院等のそれ  
12 ぞのフェーズにおいて、個々の患者の状況に応じたチーム医療を提供するこ  
13 とが求められるようになっている。

14 18 (取り組むべき施策)

15 国は、拠点病院等における医療従事者の連携を更に強化するため、キャンサ  
16 一ポートへの多職種の参加を促す。また、専門チーム（栄養サポートチーム、  
17 口腔ケアチーム、緩和ケアチーム、感染防止対策チーム等）に依頼する等して、  
18 一人ひとりの患者に必要な治療やケアについて、それぞれの専門的な立場から  
19 議論がなされた上で、患者が必要とする連携体制がとられるよう環境を整備す  
20 る。

21 26

22 27

23 28 【個別目標】

24 国は、がん患者が入院しているとき、外来通院しながら在宅で療養生活を送  
25 つているとき等、それぞれの状況において必要なサポートを受けられるような  
26 チーム医療の体制を強化する。

27 32

28 29 国は、がんのリハビリテーションに携わる有識者の意見を聴きながら、拠点  
30 病院等におけるリハビリテーションのあり方について、3年以内に検討し、そ  
31 の結果について、拠点病院等での普及に努める。

1 (5) 支持療法の推進

2 (現状・課題)  
3 がん患者の実態調査<sup>31</sup>によつて、がんによる症状や治療に伴う副作用・後遺症  
4 に関する悩みのうち、しびれ（末梢神経障害）をはじめとした薬物療法に関連  
5 した悩みの割合が、この10年で顕著に増加している（平成15（2003）  
6 年19.2%～平成25（2013）年44.3%）ことが明らかになつた。  
7  
8 がん種別に見ると、胃がん患者については、胃切除術後の食事や体重減少、  
9 乳がん、子宮がん、大腸がん等の患者については、リンパ浮腫による  
10 症状に苦悩している者が多く、手術に関連した後遺症も、大きな問題となつ  
11 ている。

12  
13 リンパ浮腫については、「リンパ浮腫研修（現在は、新・リンパ浮腫研修）」  
14 を推進し、拠点病院を中心に、リンパ浮腫外来等でケアを実践してきた。

15  
16 がん治療の副作用に悩む患者が増加しているが、支持療法<sup>32</sup>の研究開発は十  
17 分なく、このため、支持療法に関する診療ガイドラインも少なく、標準的治  
18 療が確立していない状況にある。

19  
20  
21 (取り組むべき施策)  
22 国は、がん治療に伴う副作用・合併症・後遺症を軽減し、患者の生活のQO  
23 Lを向上させるため、支持療法に関する実態を把握し、それを踏まえた研究の  
24 推進と、診療の実践に向けて取り組む。

25  
26 【個別目標】  
27 国は、がん治療による副作用・合併症・後遺症により、患者とその家族の生  
28 活の質が低下しないよう、患者視点の評価も重視した、支持療法に関する診療  
29 ガイドラインを作成し、医療機関での実施につなげる。

30  
31  
32 希少がん診療の集約化は進めるべきであるが、患者のアクセスへの懸念、専  
33 門施設と地域の拠点病院等とのシームレスな連携の必要性、専門的知識を有す  
34 る質の高い医療従事者を継続的に育成するシステムの必要性、各々の希少がん

<sup>31</sup> 横岡県立静岡がんセンターの「がんの社会学」に関する研究グループが実施（平成25年）。詳細：<https://www.scchr.jp/book/houkokusho.html> を参照。

<sup>32</sup> 詳細な課題及び取り組むべき対策は「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会報告書」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2/0000095430.html>

1 (6) 希少がん、難治性がん対策（それぞれのがんの特性に応じた対策）

2 希少がん、難治性がんに関する研究については、平成28（2016）年の  
3 法の一部改正において、法第19条第2項に「罹患している者の少ないがん及  
4 び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされる  
5 ものとする。」と明記される等、更なる対策が求められている。希少がんについ  
6 ては、その医療の提供について、患者の集中化や施設の専門化、各々の希少が  
7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

を専門としない医療従事者に対する啓発等の課題も指摘されている。

1 ことが課題となっている。

2

3

(取り組むべき施策)

4

国は、希少がんに関する情報の集約・発信、全国のがん相談支援センターとの連携、病理コンサルテーション等を通じた正確・迅速な病理診断を提供する体制を整備する。臨床的エビデンスの創出、診療ガイドラインの整備と普及、医療従事者の育成、基礎研究の支援、効率の良い臨床試験の実施等について、中核的な役割を担う医療機関を整備する。

5

6

7

8

9

10

国は、難治性がんについて、有効性が高く、革新的な診断法・治療法を創出するため、ゲノム医療やリキッドバイオプシー<sup>31</sup>等を用いた低侵襲性診断技術や早期診断技術等の開発を推進する。

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

## ② 難治性がんについて

### (現状・課題)

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

又「病理コンサルティングシステム」とは、「国立がん研究センター」や一般社団法人日本病理学会が実施している、病理診断困難症例の診断確定等について、全国の難点病院等の病理医から、各臓器がんに精通する病理医への病理診断への相談（コンサルテーション）を受けるシステムのこと。

<sup>31</sup> 「リキッドバイオプシー」とは、主にがんの領域で、針等を使って肺髄組織の一部を直接採取する從来の生検（バイオプシー）に代えて、血液等の体液サンプルに含まれているがん細胞やがん細胞由来のDNA等を用いて、診断する技術のこと。

## (7) 小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策

- がんは、小児、AYA世代の病死の主な原因の1つであるが、多種多様ながん種を多く含むことや、成長発達の過程においても、乳幼児から小児期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症するこだから、これら世代のがんは、成人の希少がんとは異なる対策が求められる。特に、小児がんについては、臨床研究の推進により、治癒率は向上しているものの、依然として、難治症例も存在することから、十分な診療体制の構築とともに、治療中から晚期合併症<sup>35</sup>への対応が必要である。
- 高齢者のがん対策については、特に、75歳以上の高齢者が対象となるような臨床研究は限られているため、こうしたがん患者に提供すべき医療のあり方についての検討が求められている。
- ① 小児がんについて
- (現状・課題)
- 小児がんについては、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるよう環境の整備を目指して、十分な経験と支援体制を有する医療機関を中心に、平成25(2013)年2月、全国に15か所の「小児がん拠点病院」及び2か所の「小児がん中央機関」を整備し、診療の一部集約化と小児がん拠点病院を中心としたネットワークによる診療体制の構築を進めている。
- しかししながら、臓腫瘍のように、標準治療が確立しておらず集約化すべきがん種と、標準治療が確立しておらず程度の均てん化が可能ながん種とを整理することができられている。また、提供体制については、小児がん拠点病院と地域ロックにおける他の医療機関とのネットワークの整備が求められている。
- 患者家族の希望に応じて、在宅医療を実施できる支援体制が求められている。
- 再発症例、初期治療反応不良例等の難治性の小児がん、AYA世代のがんについては、新規治療・新薬開発、ゲノム医療の応用等の実施体制の整備が十分でなく、新規治療・薬剤の開発が切望されている。
- (取り組むべき施策)
- 国は、小児がん等の更なる生存率の向上を目指して、より安全で迅速な質の高い病理診断、がんゲノム医療の活用等を含む診断・治療の研究を推進し、十分な治験・臨床研究を行うことのできる体制の整備を検討する。また、新薬の開発につながる研究を推進する。
- 国は、各地域ブロックにおける小児がん拠点病院の役割、集約化、均てん化の状況を把握した上で、均てん化が可能ながん種や、必ずしも高度の専門性を必要としない疾患については、小児がん拠点病院以外の地域の連携病院においても診療が可能な体制を構築すること、必要があれば、在宅医療を実施できるような診療連携体制を構築することについて検討を行う。
- (現状・課題)
- AYA世代に発症するがんについては、その診療体制が定まっておらず、また、小児と成人領域の狭間で、患者が適切な治療が受けられないことがある。他の世代に比べて、患者数が少なく、疾患構成が多様であることから、医療従事者に、診療や相談支援の経験が蓄積されにくい。また、AYA世代は、年代によって、就学、就労、妊娠等の状況が異なり、患者視点での教育・就労・生殖機能の温存等に関する情報・相談体制等が十分ではない。個々のAYA世代のがん患者の状況に応じた多様なニーズに対応できるよう、情報提供・支援体制、診療体制の整備等が求められている。
- (取り組むべき施策)
- 国は、AYA世代のがんについては、小児がん拠点病院で対応可能な疾患と成人領域の専門性が必要な病態とを明らかにし、その診療体制を検討する。
- 国は、AYA世代の多様なニーズに応じた情報提供、相談支援・就労支援を実施できる体制の整備について、対応できる医療機関等の一一定の契約化に関する検討を行う。
- 国は、治療に伴う生殖機能等への影響等、世代に応じた問題について、治療による後遺症等のこと。なお、身体的合併症と心理社会的な問題がある。特に、成長期に治療を受けた場合、器質障害や、身体的改善や生殖機能の問題、神経・認知的な変化への影響等、成人とは異なる問題が生じることがある。

1 前に正確な情報提供が行われ、必要に応じて、適切な専門施設に紹介するため  
2 の体制を構築する。

1 (8) 病理診断

2

3 (現状・課題)

4 拠点病院等においては、病理診断医の配置を要件とし、また、必要に応じて、  
5 遠隔病理診断を用いることにより、全ての拠点病院等で、術中迅速病理診断が  
6 可能な体制を確保することとしてきた。また、病理診断医の養成や病理関連業  
7 務を担う医療従事者の確保に向けた取組を支援してきたものの、依然として、  
8 病理診断医等の不足が指摘されている。

9 我が国においては、人口の高齢化が急速に進んでおり、平成37（2025）  
10 年には、65歳以上の高齢者の数が3,657万人（全人口の30.3%）に達  
11 すると推計されている。また、今後、がん患者に占める高齢者の割合が増える  
12 ことから、高齢のがん患者へのケアの必要性が増すとの指摘がある。

13 高齢者のがんについては、全身の状態が不良であることや併存疾患があるこ

14 と等により、標準的治療の適応とならない場合や、主治医が標準的治療を提供  
15 すべきでないと判断する場合等があり得るが、こうした判断は、医師の裁量に  
16 任せられているところ、現状の診療ガイドライン等において、明確な判断基準は  
17 示されていない。また、特に、75歳以上の高齢者が対象となるようなら臨床研  
18 究は限られているため、こうしたがん患者に提供すべき医療のあり方について  
19 の検討が求められている。

20

21 (取り組むべき施策)

22 国は、QOLの観点を含めた高齢のがん患者に適した治療法や診療ガイドラ  
23 インを確立するための研究を進めている。現行の各がん腫瘍に対する診療ガイドライ  
24 ンに、高齢者医療の観点を取り入れていくため、関係学会等への協力依頼を行  
25 い、高齢者のがん診療に関する診療ガイドラインを策定する。  
26

27

28 【個別目標】

29 国は、小児がん、AYA世代のがんを速やかに専門施設で診療できる体制の  
30 整備を目指して、「小児がん医療・支援のあり方にに関する検討会」及び「がん診  
31 療提供体制のあり方にに関する検討会」で検討を行い、3年以内に、小児がん拠  
32 点病院とがん診療連携拠点病院等の整備指針の見直しを行う。  
33

34 国は、高齢者のがん診療ガイドラインを策定した上で、診療方  
35 イドラインを拠点病院等に普及することを検討する。

36

37 国は、より安全で迅速な質の高い病理診断や細胞診断を提供するための環境

1 を整備する。  
2

1 (9) がん登録

2 (現状・課題)

3 我が国のがん登録においては、都道府県の事業としての地域がん登録が実施  
4 されてきたが、都道府県間で登録の精度が異なることや、国全体のがんの罹患  
5 数の実数による把握ができないことが課題となっていた。

6  
7 こうした中、がん情報を漏れなく収集するため、平成28（2016）年1  
8 月より、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づ  
9 く全国のがん登録が開始され、病院等で診断されたがんの種類や進行度等の情報  
10 が、病院等から都道府県を通じて国立がん研究センターへ提出され、一元的に  
11 管理されることとなった。

12  
13 全国のがん登録の公表については、平成30（2018）年末を目途に  
14 開始される予定であり、がん登録によって得られた情報の活用により、正確な  
15 情報に基づくがん対策の実施、各地域の実情に応じた施策の実施、がんのリスク  
16 やがん予防等についての研究の進展、患者やその家族等に対する適切な情報  
17 提供が期待される。

18  
19 また、拠点病院等においては、全国のがん登録に加えて、従前より、より詳細  
20 ながんの罹患・診療に関する情報を収集する院内がん登録が実施されており、  
21 院内がん登録は、全国のがん患者の約8割をカバーしていると推定される。

22  
23 がん登録情報の利活用については、全国のがん登録や院内がん登録によつて得  
24 られるデータと、他のデータとの連携により、より利活用しやすい情報が得ら  
25 れる可能性があるが、データの連携を検討する際には、個人情報の保護に配慮  
26 する必要がある<sup>36</sup>。

27  
28 また、がん登録によって得られる情報を、患者にとって、より理解しやすい  
29 形に加工して提供する必要があるとの指摘がある。

30

31 (取り組むべき施策)  
32

33 国は、地方公共団体が地域別のがん罹患状況や生存率等のがん登録データを  
34 各医療機関における診療実績について、院内がん登録の登録件数が公表されているが、  
<sup>36</sup> 登録件数1件以上10件以下の場合には「1～10件」と記載されており、診療の実態が患者  
にとって分かりづらいとの指摘がある。

用いて、予防、普及啓発、医療提供体制の構築等の施策を立案する上で参考となる資料を作成するとともに、地方公共団体における科学的根拠に基づいたがん対策やがん研究の推進の方について検討する。

上記の検討に当たっては、がん登録データの効果的な利活用を図る観点から、全国がん登録データと、院内がん登録データ、セブト情報等、臓器や診療科別に収集されているがんのデータ等との連携について、個人情報の保護に配慮しながら検討する。

国及び国立がん研究センターは、研究の推進や国民への情報提供に資するよう、がん登録で収集する項目を必要に応じて見直す。  
国民のがんに対する理解の促進や、患者やその家族による医療機関の選択に資するよう、希少がんや小児がんの情報を含め、がんに関する情報の適切な提供方法について、個人情報に配慮しながら検討する。

【個別目標】  
国は、がん登録によって得られた情報を利活用することによって、正確な情報に基づくがん対策の立案、各地域の実情に応じた施策の実施、がんのリスクやがん予防等についての研究の推進、患者やその家族等に対する適切な情報提供を進めます。

22

## （10）医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

### （現状・課題）

- がん医療の進歩に伴い、様々な治療法が開発される中、我が国では、「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」が問題となっていた。こうした問題に対して、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外検討会議」、「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」において、隨時、課題の解消に向けた取組を検討しており、中間評価の調査では、平成25（2013）年度の抗がん剤開発の申請ラグが5・7か月、審査ラグは0か月まで短縮した。さらに、希少疾患病用医薬品・希少疾患病用医療機器・希少疾患病用再生医療等製品の指定による実用化の促進により、一刻も早く希少疾患病に対する医療ニーズに応えるための取組を続けているほか、平成28（2016）年1月には、「拡大治験（日本版コナバショートユース）制度」を開始した。
- 先進医療においては、「日本再興戦略2014」に基づき、平成26（2014）年12月から、「最先端医療迅速評価制度」を創設し、先進医療として実施することの可否についての評価の迅速化、効率化に取り組んでいる。
- また、医療法に基づき、平成27（2015）年より、日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を「臨床研究中核病院」として承認している。
- さらに、国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応え、保険外併用療養制度の中に、平成28（2016）年4月から「患者申出療養制度」を創設し、先進的な医療について、安全性・有効性を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにするためにの仕組みを構築している。
- なお、世界に先駆けて我が国での開発が見込まれる医薬品や医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品について、平成27（2015）年より、迅速に承認するための「先駆け審査指定制度」が開始されている。
- 一方、希少がんや難治性がん、小児・AYA世代のがんについては、依然として、患者の必要とする医薬品の開発等が進んでいないとの指摘もある。
- 医師主導治験や患者申出療養等の新たな「保険外併用療養制度」を活用す

1 るためには、それらを担う臨床研究中核病院等と拠点病院等の連携が必要であ  
2 るが、こうした制度の周知や臨床研究中核病院等と拠点病院等の連携が十分で  
3 はないとの指摘がある。

4 既存の制度で先進的な医療にアクセスできない中で困難な病気と闘う患者の  
5 思いに応えるとともに、保険外併用療養がいたずらに拡大することの無いよう、  
6 留意が必要である。

7

8 (取り組むべき施策)

9 国は、臨床研究中核病院等と拠点病院等の連携を、情報共有等により一層強  
10 化する。また、がん患者に対し、治療に関する情報を提供する体制を整備する。  
11 国は、希少がん、難治性がん、小児・AYA世代のがん等、新たな治療が特  
12 に求められている分野の患者が、各種の制度を的確に活用できるよう、「拡大治  
13 醫制度」、「最先端医療迅速評価制度」、「患者申出療養制度」について、患者や  
14 医療従事者に対する周知を行う。

15 国は、革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発を推進すると  
16 もに、画期的な医薬品や医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品につい  
17 ては「先駆け審査指定制度」等の仕組みを活用することによって、早期の承認  
18 を推進する。

19 国は、真に有効な医薬品を適切に見極めてイノベーションを評価し、研究開  
20 発投資の促進を図るために、革新的な新薬創出を促進するための仕組みの見直  
21 しを行う。

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

### 3. 専門を持つ安心して暮らせる社会の構築

1 ～がんになつても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～  
2

3 がん患者が、がんと共生していくためには、患者本人ががんと共に共存していく  
4 こと、患者と社会が協働・連携していくことが重要である。  
5 がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受ける  
6 ことができる環境整備を行う。関係者等が、医療・福祉・介護・産業保健・就  
7 労支援分野と連携し、効率的な医療・福祉サービスの提供や、就労支援等を行  
8 う仕組みを構築することで、がん患者がいつでも、どこに居ても、尊厳を持つ  
9 安心して生活し、自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する。  
10 なお、改正されたがん対策基本法の基本理念には、新たに「がん患者が尊厳  
11 を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、  
12 その量がされている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育  
13 的支援その他の必要な支援を受けることができるようになるとともに、がん患  
14 者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことがで  
15 きる社会環境の整備が図られること。」という条文が加えられ、さらに、その実  
16 現のために、がん対策は「国、地方公共団体、第5条に規定する医療保険者、  
17 医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の  
18 19 相互の密接な連携の下に実施されること。」とされた。

20 本基本計画においては、その実践のため、「がんとの共生」を全体目標に掲げ、  
21 がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けるこ  
22 とができる環境整備を目指すとした。そのためには、関係者等が、医療・  
23 福祉・介護・産業保健・就労支援分野と連携し、効率的な医療・福祉サービス  
24 の提供や、就労支援等を行う仕組みを構築することが求められている。  
25

26

27 (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

28

29 【個別目標】

30 国は、拠点病院等の医師が、患者や家族に対して臨床研究、先進医療、医師  
31 主導検査、患者申出療養制度等についての適切な説明を行い、必要とする患者  
32 を専門的な施設につなぐ仕組みを構築する。

33

34

35

36

37

我が国のがん対策において、「緩和ケアの推進」については、第1期基本計画から、「量点的に取り組るべき課題」に掲げられてきた。この10年間で、全ての拠点病院等において、緩和ケアチームや緩和ケア外来等の専門部門を整備すること、全てのがん診療における医師に対する適切な緩和ケアの知識と技術を習得させるための緩和ケア研修会を開催すること、「がん緩和ケアガイドブック」を改訂すること等、緩和ケアの充実を図ってきた。

#### ① 緩和ケアの提供について

##### (現状・課題)

これまで、拠点病院等を中心に、緩和ケアチーム等の専門部門の整備を推進してきた。拠点病院等に、緩和ケアチームや緩和ケア外来が設置され、苦痛のスクリーニングが実施されるようになつたが、実際に、患者とその家族に提供された緩和ケアの質については、施設間で格差がある等の指摘がある。中間評価においても、「身体的苦痛や精神心理的・社会的苦痛の緩和が十分に行われていないがん患者が3～4割ほどいる」との指摘があり、がん診療の中で、患者とその家族が抱える様々な苦痛に対して、迅速かつ適切なケアが十分に提供されていない状況にある。

苦痛のスクリーニングによって、患者の苦痛が汲み上げられたとしても、主治医から緩和ケアチームへとつなぐ体制が機能していないとの指摘がある。また、施設内での連携が十分にとられておらず、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、

「苦痛のスクリーニング」とは、診断や治療方針の変更の時に、身体・精神心理的苦痛や社会経済的問題等、患者とその家族にとって重要な問題でありながらも取り上げられにくい問題について、医療従事者が診療の場面で定期的に確認し、話し合う機会を確保すること。  
二元でいう「つなぐ」とは、医療従事者が専門的な緩和ケア（緩和ケアチームや緩和ケア外来等）へコネクトし、その後も双方向性に協働すること。

がん看護外来、薬剤部門、栄養部門等による施設全体の緩和ケアの診療機能が十分に発揮されていない状況にある。

緩和ケアは、全人的なケアが必要な領域であり、多職種による連携を促進する必要がある。そのため、互いの役割や専門性を理解し、共有することが可能な体制を整備する必要がある。

緩和ケアチーム等の質の向上が求められているが、緩和ケアの質を書面のみで評価することには限界があることが指摘されており、また、評価のための指標や質の良否を判断する基準が必ずしも確立されていない状況にある。

今後、拠点病院以外においても緩和ケアを推進していくためにには、拠点病院以外の病院や緩和ケア病棟における緩和ケアの実態を、把握する必要があるとの指摘がある。

(取り組むべき施策)

拠点病院等は、引き続き、がん診療に緩和ケアを組み入れた体制を整備・充実していくこととし、がん疼痛等の苦痛のスクリーニングを診断時から行い、苦痛を定期的に確認し、迅速に対処することとする。

国は、患者等とのコミュニケーションの充実等、患者とその家族が、痛みやつらさを訴えやすくなるための環境を整備する。また、医療従事者が、患者とその家族の訴えを引き出せるための研究、教育や研修を行う。

拠点病院等を中心としたがん診療に携わる医療機関は、院内の全ての医療従事者の連携を診断時から確保する。また、緩和ケアチーム等の症状緩和の専門家に迅速につなぐ過程を明確にすること、患者とその家族に相談窓口を案内すること、医療従事者から積極的な動きかけを行うこと等の実効性のある取組を進めること。

拠点病院における連携を強化し、緩和ケアの機能を十分に発揮できるようにするために、院内のコーディネート機能や、緩和ケアの質を評価し改善する機能を持つ「緩和ケアセンター<sup>30</sup>」の機能をより一層強化する。また、「緩和ケアセンター<sup>31</sup>」とは、拠点病院において、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等の専門的な緩和ケアを統括する院内拠点組織のこと。

ンター」のない拠点病院等は、既存の管轄部門を活用して、上記の機能を担う体制を整備するほか、院内体制を整備し、緩和ケアの質の評価・改善に努める。

さらに、緩和ケアの質の評価に向けて、第三者を加えた評価体制の導入を検討する。

## ② 緩和ケア研修会について

### (現状・課題)

- 国は、専門的な緩和ケアの質を向上させるため、関係学会と連携して、緩和医療専門医<sup>40</sup>、精神専門医<sup>41</sup>、がん看護専門医<sup>42</sup>、がん専門薬剤師、がん専門栄養士、臨床心理士等の適正配置や緩和ケアチームの育成のあり方を検討する。
- 国は、緩和ケアの質を評価するための指標や基準を確立する。また、実地調査や遺族調査等を定期的かつ継続的に実施し、評価結果に基づき、緩和ケアの質の向上策の立案に努める。
- 国は、実地調査等を通じて、拠点病院以外の病院における緩和ケアの実態や患者のニーズを把握する。拠点病院以外の病院においても、患者と家族のQOの向上を図るため、医師に対する緩和ケア研修会等を通じて、緩和ケアの提供体制を充実させる。
- 国は、緩和ケア病棟の質を向上させるため、実地調査等の実態把握を行う。
- その上で、緩和ケア病棟の機能分化等（緊急入院にも対応できる緩和ケア病棟と従来の看取り中心のホスピス・緩和ケア病棟等）のあり方にについて検討する。
- 40 「緩和医療専門医」とは、特定非営利活動法人日本緩和医療学会の認定する資格、平成22(2010)年から、患者と家族を企念的に把握し、理解できる能力と資質を有する医師を「緩和医療専門医」として認定している。平成29(2017)年4月時点では178名、
- 41 「精神専門医」とは、がんが患者、家族、医療従事者の心に及ぼす影響を熟知し、臨床・実践活動でがんに伴って生じる精神・心理的な苦痛の軽減に取り組む精神科医、心療内科医のこと。
- 42 「がん専門薬剤師」とは、一般社団法人日本医療薬学会が認定する精神薬剤師、平成21(2009)年11月よりがん領域の薬物療法等に一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しそうる「がん専門薬剤師」を養成する目的で、開始されている。平成29(2017)年1月時点では529名。
- 43 「緩和薬物療法認定薬剤師」とは、一般社団法人日本緩和医療学会の認定する資格、平成21(2009)年から、緩和薬物療法に貢献できる知識・技能・態度を有する薬剤師を「緩和薬物療法認定薬剤師」として認定している。平成29(2017)年4月時点では595名。
- 44 「がん専門栄養士」とは、一般社団法人日本病院栄養士会と公益社団法人日本栄養士会による認定資格。近年のがん患者の増加に対応するために、栄養に関する専門知識としてのがんの栄養管理・栄養療法に関する専門的な知識と技術を取得した管理栄養士の育成とチーム医療への連携強化を目的としている。平成29(2017)年3月時点では344名。
- 第2期基本計画では、がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること、特に、拠点病院において、がん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了することを目標としてきた。緩和ケア研修会の修了者数については、平成29(2017)年3月末時点で、研修会の修了証書の累積交付枚数が93,250枚（累積開催回数4,888回）と増加している。しかし、拠点病院においては、がん患者の主治医や担当医となる医師の研修会受講率として9割以上を求めてきたところ、実際の受講率は、平成29(2017)年3月末時点で、82.1%にとどまっている。より一層の受講促進が求められる。
- 研修会の内容や形式については、患者の視点や遺族調査等の結果を取り入れることと、主治医と専門医との連携方法をプログラムに入れることと、地域の医師も受講しやすいよう利便性を改善することが求められている。また、がん患者の家族、遺族等に対するクリーフケア<sup>45</sup>についても、研修会を通じて充実を図ることが求められている。
- 初期臨床研修の期間に、医師が基本的な緩和ケアの概念を学ぶことは重要なことである。基本的な緩和ケアの習得のために、初期臨床研修の2年間で、全ての研修医が研修会を受講することが必要との指摘がある。
- 取り組むべき施策
- 国及び拠点病院等は、拠点病院等以外の医療機関を対象として、研修会の受講状況を把握することと、積極的に受講勧奨を行うことを通じて、基本的な緩和ケアを実践できる人材の育成に取り組む。また、国は、チーム医療の観点から、看護師、薬剤師等の医療従事者が受講可能となるよう、研修会の内容・体制を検討する。
- 国は、拠点病院等以外の医療機関においても緩和ケアが実施されるよう、患
- 45 「クリーフケア」とは、大切な人を失い、残された家族等の身近な者が悲しみを抱やす
- 過程を支える取組のこと。また、「ビリーフメントケア」ともいう。
- 46 「臨床研修の到達目標(厚生労働省)」において、経験目標として「緩和ケア、終末期医療」について盛り込まれている。

1 者の視点を取り入れつつ、地域の実情に応じて、研修会の内容や実施方法を充  
2 実させる。また、主治医が自ら繋和ケアを実施する場合の方法、緩和ケアチー  
3 ムへのつなぎ方、コミュニケーションスキル等、研修会の内容の充実を図る。  
4 研修会の評価指標については、修了者数や受講率のみならず、患者が専門的な  
5 緩和ケアを利用することができた割合等について調査を行った上で、達成すべ  
6 き目標を明確にする。

### ③ 普及啓発について

21 「現状・課題」  
22 「がん対策に関する世論調査（内閣府）（平成28（2016）年）」において、  
23 「緩和ケアを開始すべき時期」について、「がんの治療が始まったときから  
24 （20.5%）」となっている。がんと診断された時からの緩和ケアの推進に  
25 ついては、一定の成果を上げてはいるものの、同調査において、「がんが治る見  
26 込みがなくなつたときから（16.2%）となつていて、これを踏まえれば、よ  
27 り一層の取組が必要である。また、医療用麻薬に対する意識（複数回答）につ  
28 いては、「最後の手段だと思う（31.5%）」「なんだん効かなくなると思う  
29 （29.1%）」という結果となっており、前回（平成26（2014）年）と  
30 比べても、改善は見られていない。緩和ケアについては、未だに終末期のケア  
31 との誤解があることや医療用麻薬に対する誤解があること等、その悪影響や必要  
32 性について、患者・医療従事者を含む国民に、十分周知されていない状況にあ  
33 る。

国及び地方公共団体は、患者とその家族が、痛みやつらさを感じることなく過ごすことが保障される社会を構築するため、関係団体と連携して、関係者等に対して、正しい知識の普及啓発を行う。

5 國は、國民に対し、**医療用麻薬**に関する適切な啓発を行うとともに、**医療用  
6 麻薬等の適正使用**を推進する。がん診療に携わる医療機関は、地域の医療從事  
7 者も含めた院内研修を定期的に実施する。**医療用麻薬の使用法の確立を目指し  
8 た研究**を行う。また、在宅緩和ケアにおける適切な**医療用麻薬**の利用について、  
9 検討する。

がんによる身体的な痛みは、患者の日常生活に重大な支障を來たし、QOLを大きく損ねる。このため、がん診療に携わる医療機関において、医療従事者は、徹底した疼痛ケアを行い、患者の日常生活活動作に支障が出ないようにする。

国及びがん診療に携わる医療機関は、関係学会等と協力して、医師はもちろんのこと、がん診療に携わる全ての医療従事者が、精神心理的・社会的苦痛にも対応できるよう、基本的な緩和ケアを実施できる体制を構築する。

都道府県拠点病院においては、「緩和ケアセンター」の機能をより一層充実させる。地域拠点病院における「緩和ケアセンター」のあり方について、設置の要否も含め、3年内に検討する。

拠点病院以外の病院や緩和ケア病棟における緩和ケアの実態、患者のニーズを調査し、その結果を踏まえ、緩和ケアの提供体制について検討を進める。

## (2) 相談支援、情報提供

1 る更なる研修の必要性が指摘されている。

2 医療技術や情報端末の進歩、患者の療養生活が多様化する中で、拠点病院等  
3 のがん相談支援センターが中心となって、患者とその家族のみならず、医療従  
4 事者が抱く治療上の疑問や、精神的、心理社会的な悩みについて、対応してい  
5 くことが求められている。また、がんに関する情報があふれる中で、患者と家  
6 族が、その地域において、確実に、必要な情報（治療を受けられる医療機関、  
7 がんの症状・治療・費用、民間団体や患者団体等の活動等）にアクセスできる  
8 ような環境を整備していくことが求められている。

9  
10 (取り組むべき施策)  
11 患者が、治療の早期からがん相談支援センターの存在を認識し、必要に応じ  
12 て確實に支援を受けるようにするために、拠点病院等は、がん相談支援セン  
13 ターの目的と利用方法を院内に周知すること、主治医等の医療従事者が、診断  
14 早期に患者や家族へがん相談支援センターを説明すること等、院内のがん相談  
15 支援センターの利用を促進させるための方策を検討し、必要に応じて、拠点病  
16 院等の整備指針に盛り込む。  
17  
18 拠点病院等は、がん相談支援センターの院内・院外への広報、都道府県がん  
19 診療連携拠点病院連絡協議会情報提供・相談支援部会<sup>50</sup>等を通じて、ネットワー  
20 クの形成や、相談者からのフィードバックを得るための取組を、引き続き実施  
21 する。また、PDCAサイクル<sup>51</sup>を実施しながら、相談支援の質の担保と格差の  
22 解消を図る。  
23  
24 国は、相談支援に携わる者の質を継続的に担保するための方策を検討し、必  
25 要に応じて、拠点病院等の整備指針に盛り込む。  
26  
27 ピア・サポートについては、国が作成した研修プログラムの活用状況につい  
28 て、実態調査を行う。ピア・サポートが普及しない原因を分析した上で、研修  
29 センターの利用率は7.7%となっており、相談支援を必要とするがん患者が、  
30 がん相談支援センターを十分利用するに至っていない。  
31  
32 相談内容が多様化しており、人材の適切な配置や相談支援に携わる者に対する  
33 相談内容が多様化しております。人材の適切な配置や相談支援に携わる者に対する  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
196  
197  
198  
199  
200  
201  
202  
203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
2210  
2211  
2212  
2213  
2214  
2215  
2216  
2217  
2218  
2219  
2220  
2221  
2222  
2223  
2224  
2225  
2226  
2227  
2228  
2229  
2230  
2231  
2232  
2233  
2234  
2235  
2236  
2237  
2238  
2239  
2240  
2241  
2242  
2243  
2244  
2245  
2246  
2247  
2248  
2249  
2250  
2251  
2252  
2253  
2254  
2255  
2256  
2257  
2258  
2259  
2260  
2261  
2262  
2263  
2264  
2265  
2266  
2267  
2268  
2269  
2270  
2271  
2272  
2273  
2274  
2275  
2276  
2277  
2278  
2279  
2280  
2281  
2282  
2283  
2284  
2285  
2286  
2287  
2288  
2289  
2290  
2291  
2292  
2293  
2294  
2295  
2296  
2297  
2298  
2299  
22910  
22911  
22912  
22913  
22914  
22915  
22916  
22917  
22918  
22919  
22920  
22921  
22922  
22923  
22924  
22925  
22926  
22927  
22928  
22929  
22930  
22931  
22932  
22933  
22934  
22935  
22936  
22937  
22938  
22939  
22940  
22941  
22942  
22943  
22944  
22945  
22946  
22947  
22948  
22949  
22950  
22951  
22952  
22953  
22954  
22955  
22956  
22957  
22958  
22959  
22960  
22961  
22962  
22963  
22964  
22965  
22966  
22967  
22968  
22969  
22970  
22971  
22972  
22973  
22974  
22975  
22976  
22977  
22978  
22979  
22980  
22981  
22982  
22983  
22984  
22985  
22986  
22987  
22988  
22989  
22990  
22991  
22992  
22993  
22994  
22995  
22996  
22997  
22998  
22999  
229100  
229111  
229122  
229133  
229144  
229155  
229166  
229177  
229188  
229199  
229200  
229211  
229222  
229233  
229244  
229255  
229266  
229277  
229288  
229299  
229300  
229311  
229322  
229333  
229344  
229355  
229366  
229377  
229388  
229399  
229400  
229411  
229422  
229433  
229444  
229455  
229466  
229477  
229488  
229499  
229500  
229511  
229522  
229533  
229544  
229555  
229566  
229577  
229588  
229599  
229600  
229611  
229622  
229633  
229644  
229655  
229666  
229677  
229688  
229699  
229700  
229711  
229722  
229733  
229744  
229755  
229766  
229777  
229788  
229799  
229800  
229811  
229822  
229833  
229844  
229855  
229866  
229877  
229888  
229899  
229900  
229911  
229922  
229933  
229944  
229955  
229966  
229977  
229988  
229999  
2291000  
2291111  
2291222  
2291333  
2291444  
2291555  
2291666  
2291777  
2291888  
2291999  
2292000  
2292111  
2292222  
2292333  
2292444  
2292555  
2292666  
2292777  
2292888  
2292999  
2293000  
2293111  
2293222  
2293333  
2293444  
2293555  
2293666  
2293777  
2293888  
2293999  
2294000  
2294111  
2294222  
2294333  
2294444  
2294555  
2294666  
2294777  
2294888  
2294999  
2295000  
2295111  
2295222  
2295333  
2295444  
2295555  
2295666  
2295777  
2295888  
2295999  
2296000  
2296111  
2296222  
2296333  
2296444  
2296555  
2296666  
2296777  
2296888  
2296999  
2297000  
2297111  
2297222  
2297333  
2297444  
2297555  
2297666  
2297777  
2297888  
2297999  
2298000  
2298111  
2298222  
2298333  
2298444  
2298555  
2298666  
2298777  
2298888  
2298999  
2299000  
2299111  
2299222  
2299333  
2299444  
2299555  
2299666  
2299777  
2299888  
2299999  
22910000  
22911111  
22912222  
22913333  
22914444  
22915555  
22916666  
22917777  
22918888  
22919999  
22920000  
22921111  
22922222  
22923333  
22924444  
22925555  
22926666  
22927777  
22928888  
22929999  
22930000  
22931111  
22932222  
22933333  
22934444  
22935555  
22936666  
22937777  
22938888  
22939999  
22940000  
22941111  
22942222  
22943333  
22944444  
22945555  
22946666  
22947777  
22948888  
22949999  
22950000  
22951111  
22952222  
22953333  
22954444  
22955555  
22956666  
22957777  
22958888  
22959999  
22960000  
22961111  
22962222  
22963333  
22964444  
22965555  
22966666  
22967777  
22968888  
22969999  
22970000  
22971111  
22972222  
22973333  
22974444  
22975555  
22976666  
22977777  
22978888  
22979999  
22980000  
22981111  
22982222  
22983333  
22984444  
22985555  
22986666  
22987777  
22988888  
22989999  
22990000  
22991111  
22992222  
22993333  
22994444  
22995555  
22996666  
22997777  
22998888  
22999999  
229100000  
229111111  
229122222  
229133333  
229144444  
229155555  
229166666  
229177777  
229188888  
229199999  
229200000  
229211111  
229222222  
229233333  
229244444  
229255555  
229266666  
229277777  
229288888  
229299999  
229300000  
229311111  
229322222  
229333333  
229344444  
229355555  
229366666  
229377777  
229388888  
229399999  
229400000  
229411111  
229422222  
229433333  
229444444  
229455555  
229466666  
229477777  
229488888  
229499999  
229500000  
229511111  
229522222  
229533333  
229544444  
229555555  
229566666  
229577777  
229588888  
229599999  
229600000  
229611111  
229622222  
229633333  
229644444  
229655555  
229666666  
229677777  
229688888  
229699999  
229700000  
229711111  
229722222  
229733333  
229744444  
229755555  
229766666  
229777777  
229788888  
229799999  
229800000  
229811111  
229822222  
229833333  
229844444  
229855555  
229866666  
229877777  
229888888  
229899999  
229900000  
229911111  
229922222  
229933333  
229944444  
229955555  
229966666  
229977777  
229988888  
229999999  
2291000000  
2291111111  
2291222222  
2291333333  
2291444444  
2291555555  
2291666666  
2291777777  
2291888888  
2291999999  
2292000000  
2292111111  
2292222222  
2292333333  
2292444444  
2292555555  
2292666666  
2292777777  
2292888888  
2292999999  
2293000000  
2293111111  
2293222222  
2293333333  
2293444444  
2293555555  
2293666666  
2293777777  
2293888888  
2293999999  
2294000000  
2294111111  
2294222222  
2294333333  
2294444444  
2294555555  
2294666666  
2294777777  
2294888888  
2294999999  
2295000000  
2295111111  
2295222222  
2295333333  
2295444444  
2295555555  
2295666666  
2295777777  
2295888888  
2295999999  
2296000000  
2296111111  
2296222222  
2296333333  
2296444444  
2296555555  
2296666666  
2296777777  
2296888888  
2296999999  
2297000000  
2297111111  
2297222222  
2297333333  
2297444444  
2297555555  
2297666666  
2297777777  
2297888888  
2297999999  
2298000000  
2298111111  
2298222222  
2298333333  
2298444444  
2298555555  
2298666666  
2298777777  
2298888888  
2298999999  
2299000000  
2299111111  
2299222222  
2299333333  
2299444444  
2299555555  
2299666666  
2299777777  
2299888888  
2299999999  
22910000000  
22911111111  
22912222222  
22913333333  
22914444444  
22915555555  
22916666666  
22917777777  
22918888888  
22919999999  
22920000000  
22921111111  
22922222222  
22923333333  
22924444444  
22925555555  
22926666666  
22927777777  
22928888888  
22929999999  
22930000000  
22931111111  
22932222222  
22933333333  
22934444444  
22935555555  
22936666666  
22937777777  
22938888888  
22939999999  
22940000000  
22941111111  
22942222222  
22943333333  
22944444444  
22945555555  
22946666666  
22947777777  
22948888888  
22949999999  
22950000000  
22951111111  
22952222222  
22953333333  
22954444444  
22955555555  
22956666666  
22957777777  
22958888888  
22959999999  
22960000000  
22961111111  
22962222222  
22963333333  
22964444444  
22965555555  
22966666666  
22967777777  
22968888888  
22969999999  
22970000000  
22971111111  
22972222222  
22973333333  
22974444444  
22975555555  
22976666666  
22977777777  
22978888888  
22979999999  
22980000000  
22981111111  
22982222222  
22983333333  
22984444444  
22985555555  
22986666666  
22987777777  
22988888888  
22989999999  
22990000000  
22991111111  
22992222222  
22993333333  
22994444444  
22995555555  
22996666666  
22997777777  
22998888888  
22999999999  
229100000000  
229111111111  
229122222222  
229133333333  
229144444444  
229155555555  
229166666666  
229177777777  
229188888888  
229199999999  
229200000000  
229211111111  
229222222222  
229233333333  
229244444444  
229255555555  
229266666666  
229277777777  
229288888888  
229299999999  
229300000000  
229311111111  
229322222222  
229333333333  
229344444444  
229355555555  
229366666666  
229377777777  
229388888888  
229399999999  
229400000000  
229411111111  
229422222222  
229433333333  
229444444444  
229455555555  
229466666666  
229477777777  
229488888888  
229499999999  
229500000000  
229511111111  
229522222222  
229533333333  
229544444444  
229555555555  
229566666666  
229577777777  
229588888888  
229599999999  
229600000000  
229611111111  
229622222222  
229633333333  
229644444444  
229655555555  
229666666666  
229677777777  
229688888888  
229699999999  
229700000000  
229711111111  
229722222222  
229733333333  
229744444444  
229755555555  
229766666666  
229777777777  
229788888888  
229799999999  
229800000000  
229811111111  
229822222222  
229833333333  
229844444444  
229855555555  
229866666666  
229877777777  
229888888888  
229899999999  
229900000000  
229911111111  
229922222222  
229933333333  
229944444444  
229955555555  
229966666666  
229977777777  
229988888888  
229999999999  
2291000000000  
2291111111111  
2291222222222  
2291333333333  
2291444444444  
2291555555555  
2291666666666  
2291777777777  
2291888888888  
2291999999999  
2292000000000  
2292111111111  
2292222222222  
2292333333333  
2292444444444  
2292555555555  
2292666666666  
2292777777777  
2292888888888  
2292999999999  
2293000000000  
2293111111111  
2293222222222  
2293333333333  
2293444444444  
2293555555555  
2293666666666  
2293777777777  
2293888888888  
2293999999999  
2294000000000  
2294111111111  
2294222222222  
2294333333333  
2294444444444  
2294555555555  
2294666666666  
2294777777777  
2294888888888  
2294999999999  
2295000000000  
2295111111111  
2295222222222  
2295333333333  
2295444444444  
2295555555555  
2295666666666  
2295777777777  
2295888888888  
2295999999999  
2296000000000  
2296111111111  
2296222222222  
2296333333333  
2296444444444  
2296555555555  
2296666666666  
2296777777777  
2296888888888  
2296999999999  
2297000000000  
2297111111111  
2297222222222  
2297333333333  
2297444444444  
2297555555555  
2297666666666  
2297777777777  
2297888888888  
2297999999999  
2298000000000  
2298111111111  
2298222222222  
2298333333333  
2298444444444  
2298555555555  
2298666666666  
2298777777777  
2298888888888  
2298999999999  
2299000000000  
2299111111111  
2299222222222

1 内容の見直しや、ピア・サポートの普及を図る。

- 2
- 3
- 4 ② 情報提供について
- 5 (現状・課題)
- 6 「がん対策に関する世論調査（内閣府）（平成28（2016）年）」によれば、がんに関する情報を、インターネットやソーシャルネットワークサービス（SNS）等を通じて得ている国民は、35%を超えており、特に、39歳以下の中では、約6割となっている。
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11 しかしながら、がんに関する情報の中には、科学的根拠に基づいているとはいえない情報が含まれていることがあり、国民が正しい情報を得ることが困難な場合がある。
- 12
- 13
- 14
- 15 コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者に対する、音声資料や点字資料等の普及や周知が不十分であることを等が指摘されている。
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21 (取り組むべき施策)
- 22 国は、インターネットを通じて行われる情報提供について、医療機関のウェブサイトの適正化の取組を踏まえて、注意喚起等を迅速に行う。
- 23
- 24
- 25
- 26 国、国立がん研究センター及び関係学会等は、引き続き、協力して、がんに関する様々な情報を収集し、科学的根拠に基づく情報を国民に提供する。また、ウェブサイトの適正化の取組を踏まえて、注意喚起等を迅速に行う。
- 27
- 28
- 29
- 30 国及び国立がん研究センターは、関係団体と協力し、障害等の関係でコミュニケーションに配慮が必要な者や日本語を母国語としていない者の情報へのアクセスを確保するため、音声資料や点字資料等を作成し、普及に努める。
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35 【個別目標】
- 36 国は、多様化・複雑化する相談支援のニーズに対応できるよう、関係学会との連携や相談支援從事者の研修のあり方等について、3年以内に検討し、より
- 37

1 効率的・効果的な相談支援体制を構築する。

- 2
- 3 国は、ピア・サポートの実態調査、効果検証を行った上で、3年以内に研修内容を見直し、ピア・サポートの普及に取り組む。
- 4
- 5
- 6 国は、国民が必要な時に、自分に合った正しい医療情報を入手し、適切に治療や生活等に関する選択ができるよう、科学的根拠に基づく情報を迅速に提供するための体制を整備する。
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37

### (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援

1 れらの機関での連携についても、地域ごとに差があり、利用が進まない状況に  
2 ある。

3

4 (取り組むべき施策)

5 国は、切れ目のない医療・ケアの提供とその質の向上を図るために、地域の実  
6 情に応じて、かかりつけ医が拠点病院等において、医療に早期から関与する体  
7 制や、病院と在宅医療との連携や患者のフォローアップ<sup>51</sup>のあり方について検討  
8 する。

9

10 ① 拠点病院等と地域との連携について

11 国は、拠点病院等と地域の関係者との連携を図るため、がん医療における  
12 認定看護師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科アシスタント、社会福祉士等の役割を明確にし  
13 上で、多職種連携を推進する。その際、施設間の調整役を担う者のあり方や、「地域連携クリティカルバス」のあり方の見直しについて検討する。

14

15 国は、地域で在宅医療を担う医療機関等において、拠点病院等の医療従事者  
16 が連携して診療を行うこと、地域の医療・介護従事者が拠点病院等で見学やカ  
17 ランフアレンスに参加したりすること等の活動を可能とする連携・教育体制のあ  
18 り方を検討する。

19

20 拠点病院等は、緩和ケアについて定期的に検討する場を設け、緊急時の受け  
21 わ体制、地域での困難事例への対応について協議すること等によつて、地域に  
22 おける患者支援の充実を図る。また、国は、こうした取組を実効性あるものと  
23 するため、施設間の調整役を担う者の養成について、必要な支援を行う。

24

25

26 拠点病院等と、在宅医療を提供する医療機関、薬局、訪問看護ステーション  
27 等との連携体制が十分に構築できていないことから、退院後も、継続的な疼痛  
28 緩和治療を在宅で受けることができるようになる必要があるとの指摘がある。

29

30 がん患者がニーズに応じて利活用できる機関としては、医療機関以外にも、  
31 地域統括相談センター、地域包括支援センター<sup>52</sup>等が設置されているが、こ

<sup>51</sup> 在宅栄養支援診療所：14,562 診療所、在宅看護支援病院：1,074 病院（平成 27（2015）年 7 月 1 日時点）

<sup>52</sup> 「地域包括支援センター」とは、診断専門アドバイザーとなり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の促進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。（介護保険法第 115 条の 46 第 1 項）

32 在宅で療養生活を送るがん患者にとって、症状の増悪等の緊急時において、  
33 入院可能な病床が確保されていることは安心につながる。しかしながら、拠点  
34 病院等をはじめとした医療機関において、症状が急変したがん患者や医療ニー  
ズの高い要介護者の受け入れ体制は、十分整備されているとはいえない。このよ  
うな状況において、切れ目なく、質の高いがん医療を提供するためにには、拠点  
51 「フォローアップ」とは、治療終了後のがん患者の定期的な外来診療や検査での経過の観察  
のこと。

1 点病院等以外の医療機関や在宅医療を提供している施設においても、がん医療  
2 の質の向上を図っていく必要がある。

3

4 在宅緩和ケアにおける医療と介護の連携について、65歳未満のがん患者が  
5 要介護認定の申請をする際には、「末期がん」を特定疾病として申請書に記載す  
6 る必要があるが、実際に記入しづらいため、利用が進まないと指摘がある。

7

8

9 (取り組むべき施策)

10 国及び地方公共団体は、在宅緩和ケアの提供や、相談支援・情報提供を行う  
11 ために、引き続き、地域の医師会や薬剤師会等と協働して、在宅療養支援医療機  
12 所・病院、薬局、訪問看護ステーション等の医療・介護従事者への緩和ケア研  
13 修等を引き継ぎ実施する。

#### (4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援<sup>55</sup>）

9 (取り組むべき施策)  
10 国及び地方公共団体は、在宅機械とケアの提供や、相談支援・情報提供を行う  
11 ために、引き続き、地域の医師会や薬剤師会等と協働して、在宅療養支援診療  
12 所・病院、薬局、訪問看護ステーション等の医療・介護従事者への機械とケア研  
13 修等を引き続き実施する。  
14  
15  
16

3 10 【個別目標】

地域がん登録全国推計による年齢別がん罹患者数データによれば、平成24(2012)年において、がん患者の約3人に1人は、20歳から64歳までの就労可能年齢がんに罹患している<sup>5)</sup>。また、平成14(2002)年において、20歳から64歳までのがんの罹患者数は、約19万人であったが、平成24(2012)年における20歳から64歳までの罹患者数は、約26万人に増加しており、就労可能年齢でがんに罹患している者の数は、増加している。

また、がん医療の進歩により、我が国の全がんの5年相対生存率は、56.9% (平成12(2000)年～平成14(2002)年)、58.9% (平成15(2003)年～平成17(2005)年)、62.1% (平成18(2006)年～平成20(2008)年)と年々上昇しており、がん患者・経験者が長期生存し、働きながらがん治療を受けられる可能性が高まっている。

55 「サバイバーシップ支援」とは、がんになつたその後を生きていく上で直面する課題を乗り越えていくためのサポート。

56 「がんの治療や療養のために2週間に一度程度病院に通う必要がある場合、働き続けることを難しくさせている最も大きな理由は何だと思うから」という質問に対して「代わりに仕事をする人がいない、またはいても休みにくいから」と答えた者の割合が21.7%（平成26（2014）年11月同調査では22.6%）、「職場が休むことをを許してくれるとどうつかわらないから」と答えたものの割合が21.3%（平成26（2014）年11月同調査では22.2%）となつてゐる。

57 がんを発症した人の年齢別割合は、64歳以下の人は26万人。（地域がん登録全国推計値（平成24（2012）年）より）

このため、がんになつても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築が重要となつております。がん患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実させていくことが強く求められている。

#### (ア) 医療機関等における就労支援について

##### (現状・課題)

平成25（2013）年に実施されたがん患者の実態調査<sup>31</sup>では、がんと診断された後の仕事の状況について、依頼退職又は解雇された者の割合（34.6%）が、平成15（2003）年（34.7%）と比べて変化していない。引き続き、がん患者の離職防止を支援していくことが必要である。

拠点病院では、専門的な就労相談に対応するため、がん相談支援センターを中心に、社会保険労務士等の就労にに関する専門家の活用を促してきた。しかししながら、この取組を実施している拠点病院は、平成28（2016）年においては約3分の1にとどまており、充実した就労支援を提供するには至っていない。

平成27（2015）年の厚生労働省研究班による調査<sup>32</sup>では、がんと診断され、退職した患者のうち、診断がなされてから最初の治療が開始されるまでに退職した者が4割を超えている。また、その退職理由としては、「職場に迷惑をかけたくない」、「がんになつた」「がんになりたくない」と予測したから、「治療と仕事を両立する自信がなかつた」といった、がん治療への漠然とした不安が上位に挙がっている。このため、がん患者が診断時から正しい情報提供や相談支援を受けることが重要である。

一方、医療機関や企業に相談する前に離職する者が少なからずいるにもかかわらず、がん相談支援センターの利用度（7.7%）は低い<sup>48</sup>。

平成29（2017）年3月の「働き方改革実現会議<sup>59</sup>」において決定された「働き方改革実行計画」では、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートす

<sup>31</sup> 平成27（2015）年度厚生労働科学研究費補助金がん対策推進総合研究事業「働くがん患者の職場復帰支援に関する研究」  
<sup>32</sup> 「働き方改革実現会議」とは、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、平成28（2016）年9月から開催された内閣総理大臣を議長として政府に開かれた会議のこと。

る仕組みを整えること、病を患つた方が、生きがいを感じながら働く社会を目指すことが打ち出された。

がん患者の職場復帰や治療と仕事の両立については、支援を必要とするがん患者に対し、企業は、患者の治療状況等についての主治医の意見書等の必要な情報を踏まえた上で、就業上の措置等を講ずることが重要である。その場合においては、必要に応じて、「両立支援プラン／職場復職支援プラン」を作成することができる。しかし、がん患者自身が自身の治療状況や生活環境、勤務情状況を整理することは難しい場合があるため、がん患者が自分の置かれている状況を整理した上で、復職について相談できるよう、患者に寄り添った相談支援を充実させていくことが求められている。

国は、就職支援としては、がん相談支援センターでの相談支援に加え、転職や再就職の相談に対応するため、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に配置されている「就職支援ナビゲーター」と拠点病院と連携した就職支援事業等に取り組んでいる。当該事業における就職率は、事業開始年度である平成25（2013）年度の40.0%（実施安定所5所）から、平成26（2014）年度の43.6%（12所）、平成27（2015）年度の51.2%（16所）と一定の成果をあげている。平成28（2016）年度からは、全国47都道府県で事業を実施している。今後は、更なる事業の拡充が求められるほか、がん患者の再就職については、再就職後の治療と仕事の両立状況を把握した上で、よりよい支援を行う必要がある。

##### （取り組むべき施策）

国は、全国のどの拠点病院等においても、より充実した就労相談支援を受けられるようにするため、拠点病院等で就労支援に携わる者が、患者の状況を踏まえた適切な支援に必要な知識を身につけることができるよう、必要な研修を実施する。

国は、拠点病院等において、治療の早期から患者ががん相談支援センターを認識し、必要に応じて確実に支援を受けられるよう、拠点病院等におけるがん相談支援センターの位置づけ、主治医等の治療スタッフからの紹介の方法等、がん相談支援センターの利用を促す方策を検討し、必要に応じて、拠点病院等に配置する専門相談員のこと。

- 1 の整備指針に反映することを検討する。また、国は、社会保険労務士等の院外  
2 の就労支援に関する専門家との連携、相談の質の確保やその評価の方策を検討  
3 する。
- 4 診断早期の離職を防止するため、拠点病院等をはじめとする医療機関の協力  
5 の下、ポスター やリーフレットを活用すること等によって、がん患者に対する  
6 治療と職業生活の両立支援について、周知を図る。
- 7 国は、患者が安心して復職に臨めるよう、個々の患者ごとの治療と仕事の両  
8 立に向けたプランの作成支援や、患者の相談支援、主治医や企業・産業医と復  
9 職に向けた調整の支援を行う「両立支援コーディネーター」を、拠点病院等、  
10 関係団体、独立行政法人労働者健康安全機構との連携の下に育成・配置し、「両  
11 支援コーディネーター」と主治医等、会社・産業医による、患者への「トラ  
12 イアンクル型サポート体制」<sup>61</sup>を構築する。
- 13 「トライアンクル型サポート」を行うためには、拠点病院等で相談支援に携  
14 わる者や「両立支援コーディネーター」が、がん患者の治療の状況のみならず、  
15 必要に応じて、がん患者一人ひとりの社会的な背景や生活の状況等を把握する  
16 ことが重要である。国は、がん患者自身や就労支援に携わる者が、がん患者の  
17 おかれたりした情報を総合的に把握するためのツールとして、患者の治療、生活、勤  
18 務情報等をまとめて「治療と仕事両立プラン（仮称）」を開発する。また、就労  
19 支援に携わる者は、患者個々の事情を把握した上で、患者と事業主との間で復  
20 職へ向けた調整を支援する。
- 21 また、国は、就労支援において、拠点病院等と安定所との連携を推進する事  
22 業について、各地域の実情を踏まえながら事業の拡充を図る。さらに、がん患  
23 者の再就職後の就労継続状況について調査を行い、再就職支援に活かしていく。  
24
- 25 また、国は、就労支援について調査を行い、再就職支援について調査を行ってく。  
26 27
- 28 29 (イ) 職場や地域における就労支援について
- 30 (現状・課題)
- 31 32

- 1 「がん対策に関する世論調査（内閣府）（平成28年（2016年））では、  
2 がん患者が働き続けるために必要な取組として、「通院のために短時間勤務が活  
3 用できること」、「1時間単位の休暇や長期の休暇が取れるなど柔軟な休暇制度」  
4 等が上位に挙がっており、柔軟な勤務制度や休暇制度の導入が求められている。
- 5 がん患者の実態調査<sup>31</sup>では、離職理由として「仕事を続ける自信がなくなつ  
6 た」、「会社や同僚、仕事関係の人々に迷惑をかけると思った」、「治療や静養に  
7 必要な休みをとることが難しかった」が上位に挙がっており、企業内における  
8 がん患者への理解や協力も必要である。
- 9 「働き方改革実現会議」の議論においても、企业文化の抜本改革として、経  
10 営トップや管理職等の意識改革や、治療と仕事の両立を可能にする社内制度の  
11 建設を進めることで、企業文化の抜本改革として、経営トップや管理職等の意識改  
12 变を進めることで、企業文化の抜本改革として、経営トップや管理職等の意識改  
13 整備の推進が求められている。
- 14 国は、平成28（2016）年2月に「事業場における治療と職業生活の両立支  
15 援のためのガイドライン<sup>62</sup>」を、そして、企業ががん治療の特徴を踏まえた  
16 治療と仕事の両立支援を行えるよう、がんに関する知識やがんの治療に必要な  
17 治療と仕事の両立支援を行えるよう、がんに関する知識やがんの治療に必要な  
18 配慮等をまとめた留意事項を作成し、公表した。今後も更なる周知・普及を図  
19 る必要がある。また、医療機関と企業だけでなく、都道府県、安定所、産業保健  
20 健全化支援センター<sup>63</sup>等の有機的な連携をより一層推進することが求められて  
21 いる。
- 22 慢病手当金については、がん治療のために入退院を繰り返す場合や、がんが  
23 再発した場合に、患者が柔軟に利用できないとの指摘がある。
- 24
- 25
- 26 (取り組むべき施策)
- 27 国は、企業が、柔軟な休暇制度や勤務制度等、治療と仕事の両立が可能とな  
28 る制度の導入を進めるよう、表彰制度等の検討を行うとともに、助成金等によ  
29 る支援を行う。
- 30
- 31

<sup>62</sup> 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」とは、事業場が、  
がん、脳卒中等の疾患を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を  
行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組等をまとめたもの。  
<sup>63</sup> 「産業保健総合支援センター」とは、各都道府県に設置されており、事業場で産業保健  
活動に携わる事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ等に対して、研修や専  
門的な相談への対応等の支援を行う施設のこと。

企業において、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づくがん患者の働きやすい環境整備を推進するため、産業保健総合支援センター等において、経営者等に対する啓発セミナーや産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修を開催する。

国は、両立支援に係る相談対応や両立支援に取り組む事業場への訪問指導、がん患者と事業場の間の個別調整支援等を実施するとともに、支援が活用されるよう周知を図る。

企業は、社員研修等により、がんを知り、がん患者への理解を深め、がん患者が働きやすい社内風土づくりを行うよう努める。

がん患者・経験者に対する就労支援を推進するため、地域における就労支援の関係者等で構成するチームを設置し、連携した取組の推進を図る。

現在、職域における健康の保持や増進のための取組として、企業における「健康経営」を表彰する取組が推進されており、平成27（2015）年の「健康経営大賞」の選定に続き、平成29（2017）年2月には中小企業等を対象とした「健康経営優良法人」も認定されているが、その選定基準に、「がんをはじめ疾病に罹患した従業員の復職・就労支援」を盛り込むこと等を検討する。

国は、治療と仕事の両立等の観点から、傷病手当金の支給要件等について検討し、必要な措置を講ずる。

## ② 就労以外の社会的な問題について

### （現状・課題）

がんに罹患して治療を受けている者は、現在163万人<sup>64</sup>である。がんの治療成績の向上に伴い、がん経験者は増加しており、就労支援のみならず、がん患者・経験者のQOL向上に向けた取組が求められる。

社会的な問題としては、がんに対する「偏見」があり、地域によつては、がんの罹患そのものが日常生活の大好きな障壁となること、自身ががんであることを自由に話すことができず、がん患者が社会から隔離されてしまうことがある。

ことや、離島、僻地における通院等に伴う経済的な課題、がん治療に伴う外見（アビランス）の変化（爪、皮膚障害、脱毛等）、診療早期における生殖機能の温存や、後遺症、性生活（セクシャリティ）に関する相談支援、情報提供の体制が構築されていないこと等が指摘されているものの、十分な検討がなされていない。

また、我が国のがん患者の自殺は、診断後1年以内が多いといいう報告<sup>65</sup>があるが、複数病院等であっても相談体制等の十分な対策がなされていない状況にある。がん診療に携わる医師や医療従事者を中心としたチームで、がん患者の自殺の問題に取り組むことが求められる。

さらに、我が国において、障害のあるがん患者に関する課題は明確になっていない。障害のあるがん患者に対してどのような対応が必要かということについて、行政、医療従事者での問題意識の共有が不十分であり、対応も病院ごとに異なる。また、罹患前から障害を持つ人だけでなく、がん治療によって障害を持つことになった人にに関する課題についても、十分な検討がなされていない。がんに罹患した後も、治療により、長期に生存することが可能なになっているが、高額な治療が必要な患者については、その医療費が生活を圧迫し続けるという指摘もある。

（取り組むべき施策）

地方公共団体は、学校におけるがん教育だけでなく、がんに対する「偏見」の払拭や国民全体に対する健康についての啓発につながるよう、民間団体や患者団体等の協力を得ながら、がんに関する正しい知識を得る機会を設ける。

国は、がん患者の経済的な課題を明らかにし、利用可能な社会保障制度に関する周知の方法や、その他の課題の解決に向けた施策を検討する。

国は、がん患者の更なるQOL向上を目指し、生殖機能の温存等について、的確な時期に治療の選択ができるよう、関係学会等と連携し、相談支援、情報提供のあり方を検討する。

国は、家族性腫瘍に関する情報を集約化し、診断、治療、相談体制の整備や人材育成等について検討する。

64 平成26（2014）年「患者調査」

65 「Psychoncology 2014; 23: 1034-41.」より引用。

1 国は、拠点病院等におけるがん患者の自殺の実態調査を行った上で、効果的  
2 な介入のあり方について検討する。また、がん患者の自殺を防止するためには、  
3 がん相談支援センターを中心とした自殺防止のためのセーフティネットが必要で  
4 あり、専門的、精神心理的なケアにための体制の構築やその周知を行なう。

7 国は、障害のあるがん患者の実態やニーズ、課題を明らかにする。各専門分  
8 野を越えた連携を可能とするため、障害者福祉の専門支援機関（点字図書館、  
9 生活訓練施設、作業所等）と拠点病院等の連携を促進させる仕組みについて検  
10 討する。コミュニケーションに配慮が必要ながん患者や、がん治療に伴つて障  
11 害をもつた患者等について、ユニバーサルな視点<sup>66</sup>を取り入れることを検討する。  
12

- 13 ① 小児・AYA世代について
- 14 15 【個別目標】
- 16 国は、3年以内に、「治療と仕事両立プラン（仮称）」を開発するとともに、  
17 そのプランを活用した、がん相談支援センターの相談員をはじめとする就労支  
18 援の関係者の連携についてモデルを構築し、「治療と仕事両立プラン（仮称）」  
19 を用いた生活、介護、育児の状況等、個々の事情に応じた就労支援を行うため  
20 の体制整備を進める。
- 21 国は、3年以内に、医療機関向けに企業との連携のためのマニュアルを作成  
22 し、その普及を開始する。
- 23

24 国は、がん患者・経験者、その家族の生活の質を向上させるため、がん患者  
25 や家族に関する研究を行うことによって、その課題を明らかにする。また、既  
26 存の施策の強化や普及啓発等、更なる施策の必要性について検討する。

27

- 28 小児・AYA世代のがん患者は、成長過程にあり、教育を受けている  
29 者がいることから、治療による身体的、精神的な苦痛を伴いながら学業を継続  
30 することを余儀なくされている者がいる。しかし、小児・AYA世代のがん患  
31 症のため、治療後も長期間にわたりフォローアップを要すること、年代によつて、  
32 就学、就労、妊娠等の状況が異なり、個々の状況に応じた多様なニーズが存在  
33 することから、成人のがんとは異なる対策が求められている。
- 34 小児・AYA世代のがん経験者は、晩期合併症等により、就職が困難な場合  
35 があるため、就労支援に当たっては、成人発症のがん患者とニーズや課題が異  
36 なることを踏まえる必要がある。利用可能な制度や相談機関が、がん患者・経  
37 験者と家族に周知されていない場合があること、周知されていても十分に活用  
されない場合があること等の指摘がある。

<sup>66</sup> 「ユニバーサルな視点」とは、「バリアフリー」のように、既存の状況を前提として、利  
用できない環境を特別な方法で解決するという考え方ではなく、物事の段階から、  
広く誰もが、という普遍的（ユニバーサル）な考え方に基づく視点のこと。

- 1 小児・AYA世代の緩和ケアは、家族に依存しており、家族の離職等、家族  
2 の負担が非常に大きい。また、小児の在宅医療に対応できる医療関係者は限ら  
3 れており、緩和ケア病棟もほとんどないとの指摘がある。
- 4 (現状・課題)  
5 高齢者は、入院をきっかけに認知症と診断される場合があることや、既にあ  
6 る認知症の症状が悪化する場合があるため、がん医療における意思決定につ  
7 いて、一定の基準が必要と考えられるが、現状、そのような基準は定められて  
8 いない。
- 9 (取り組むべき施策)  
10 国は、医師・看護師等の医療従事者に対し、長期フォローアップに関する教  
11 育を充実させる。「小児がん治療後の長期フォローアップガイドライン」<sup>67</sup>等を  
12 活用しながら長期フォローアップの体制を整備する。晚期合併症対策を専門と  
13 する医療体制を構築するとともに、晚期合併症に関する研究を推進する。
- 14 国は、医療従事者と教育関係者との連携を強化するとともに、情報技術（I  
15 C T）を活用した高等学校段階における遠隔教育等、療養中においても適切な  
16 教育を受けることのできる環境の整備や、復学・就学支援等、療養中の生徒等  
17 に対する特別支援教育をより一層充実させる。
- 18 国は、小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップについて、晚期合  
19 併症への対応、保育・教育・就労・自立に関する支援を含め、ライフステージ  
20 に応じて成人診療科と連携した切れ目のない支援の体制整備を推進する。
- 21 国は、小児・AYA世代のがん経験者の就労における課題を踏まえ、医療從  
22 事者間の連携のみならず、安定所、地域若者サポートステーション<sup>68</sup>等を含む就  
23 労支援に関する機関や患者団体との連携を強化する。
- 24 国は、緩和ケアに従事する医療従事者が、小児・AYA世代のがん医療に携  
25 わる診療従事者と問題点や診療方針等を共有すること、入院中だけでなく外来  
26 や在宅においても連携できるようにすることのために、必要な方策を検討する。  
27
- 28 ② 高齢者について

<sup>67</sup> 日本小児白血病リソース懇親研究グループ (JPLSG) の長期フォローアップ委員会が作成し  
た「小児がん治療後の長期フォローアップガイドライン」  
[http://jplsg.jp/menu11\\_contents/FU\\_guideline.pdf](http://jplsg.jp/menu11_contents/FU_guideline.pdf)

<sup>68</sup> 「地域若者サポートステーション」(通称:「サボステ」)とは、働くことに悩み・課題を  
抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談  
支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業  
的自立に向けた支援を行う専門支援機関のこと。

#### 4. これらを支える基盤の整備

1 ていないことが、新たな治療開発の障壁となっている。

2 がん対策における横断的な対応が必要とされる基盤として、「がん研究」、「人  
3 材育成」、「がん教育、がんに関する知識の普及啓発」を位置づけ、一層の対策  
4 を講じる。

##### (1) がん研究

###### (現状・課題)

10 「我が国のがん研究は、第2期基本計画と「健康・医療戦略」を踏まえ、平成  
11 我が国のがん研究は、第2期基本計画と「健康・医療戦略」を踏まえ、平成  
12 (2014) 度に、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣の確認の  
13 下に策定された「がん研究10か年戦略」に基づき、計画的に進めている。

###### (取り組むべき施策)

- 14 A M E D I は、基礎的な研究から実用化に向けた研究までを一体的に推進する  
15 ため、有望な基礎研究の成果の搬送、医薬品、医療機器の開発と企業導出を速  
16 やかに行うための取組を推進する。  
17 「ジャパン・キャンサリサーチ・プロジェクト」を中心として、関係省庁  
18 が協力し、小児がん、希少がん、難治性がん等の標準的治療の確立や診療ガイ  
19 ドラインの策定、バイオマーカー<sup>39</sup>の開発に向けた取組をより一層推進する。新  
20 たな治療法の開発が期待できることから、重点的に研究を推進する必要性が指  
21 摘されている分野として、ゲノム医療や免疫療法があり、これらの研究を進め  
22 る。健康に無関心な層に対して、がんの予防法を周知する方法を含め、効果的  
23 な健康増進に取り組む。これらの研究の必要性を戦略上、より一  
24 層明確に位置づけ、関係省庁、関係機関等が一体となつて推進する。  
25 国は、患者の声を取り入れながら、がん罹後の社会生活に関する研究や、  
26 中長期的な後遺症に対する診療ガイドラインを作成するための研究等、サバイ  
27 バーシップ研究を推進する。  
28 治験をはじめとした臨床研究の情報を医療従事者にわかりやすく提供すると  
29 ともに、関係団体等と連携し、治療開発を一層推進する。  
30 依然として、小児がん、希少がん、難治性がんについては、標準的治療や診  
31 療ガイドラインがないがん種があること、必ずしも、科学的な根拠に基づか  
32 ない治療が提供されていること、臨床研究における症例集積が困難であること等  
33 に加え、医療従事者に対する臨床研究に関する情報提供が分かりやすくなされ  
34 35 36 37

<sup>39</sup> 「バイオマーカー」とは、血液や尿等の体液や組織<sup>39</sup>に含まれる、タンパク質や遺伝子等の生物学的物質で、病気の変化や治療に対する反応に相關し、癌などのあるもの。バイオマーカーの量を測定することで、病気の存在や進行度、治療の効果の指標の1つと/or<sup>39</sup>ができる。癌マーカーもバイオマーカーの一種である。(出典: 国立がん研究センターがん情報サービス)

AMEDは、海外の研究体制と同様、我が国でも患者やがん経験者が研究のデザインや評価に参画できる体制を構築するため、平成30（2018）年度より、患者、がん経験者の参画によって、がん研究を推進するための取組を開始する。また、国は、研究のデザインや評価に参画可能な患者を教育するためのプログラムの策定を開始する。

人材育成(2)

1 (2) 人材育成  
2  
3 (現状・課題)  
4 簡学的治療等の提供については、引き続き、手術療法、放射線療法、薬物療  
5 法、免疫療法を専門的に使う医療従事者を養成するとともに、こうした医療従  
6 事者と協力して、がん医療に関する基本的な知識や技能を有し、がん医療を支  
7 えることのできる看護師、薬剤師等の人材を養成していく必要がある。

国は、拠点病院等と臨床研究中核病院等の連携を一層強化し、がん患者に対して、臨床研究を含めた治療選択肢を提供できる体制を整備する。

[個別目標]

に、がんに特化した聴器機能的な講座が整備され、手術療法、放射線療法、薬物療法のほか、緩和ケア等のがん医療に専門的に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、医学物理士等の医療従事者の育成を行ってきた。

一方、近年、ケノム医療等のがん医療の進歩と細分化、希少がん、難治性がん、小児・AYA世代のがん等の特性やライフステージに応じた対応が求められるがん種について、専門的な人材の育成を更に進めしていくことが求められて いるものの、どのような人材を重点的に育成すべきか、必ずしも方向性が定 づいていか

23 医学部のモデル・コア・カリキュラム<sup>11</sup>や医師国家試験の出題基準等において  
24 は、緩和ケアに関する項目があるが、卒前教育においては、緩和ケアにおける  
25 チーム連携に係る教育を充実させる必要があるとの指摘がある。  
26  
27  
28

「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」とは、文部科学省において平成24(2012)年度に大学改革推進等補助金により開始された事業。手術療法、放射線療法、化学療法等その他のがん医療に携わるがん専門医療人を養成する大学の取組を支援することを目的とした事業。平成25(2013)年度より研究拠点形成費等補助金にて行われている。

「医学教育モデル・コア・カリキュラム(平成28年度改訂版・文部科学省)」において、「緩和ケア」について盛り込まれている。  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/10/1332961.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/03/10/1332961.pdf)

### (取り組むべき施策)

がん医療や支援の均一化に向けた、幅広い人材の育成について、検討を行う。  
文部科学省におけるこれまでの取組において構築された人材育成機能を活用し、がん医療を専門とする医療従事者の養成を継続するとともに、ゲノム医療や希少がん及び難治性がんへの対応、小児・AYA世代や高齢者といったライフステージに応じたがん対策に対応できる医療従事者等の育成を推進する。

国は、今後、緩和ケアをがん以外の疾患に広げていくために、大学等の教育機関において、実習等を組み込んだ緩和ケアの実践的な教育プログラムの充実や、緩和医療に関する講座の設置も含め、医師の卒前教育を担う指導者を育成するための積極的な取組を推進する。また、看護教育、薬学教育においても、基本的な緩和ケアの習得を推進する。

【目標】  
国は、2年以内に、今後のがん医療や支援に必要な人材と、幅広い育成のあり方について検討し、そのために必要な具体的なスケジュールを策定する。

### (3) がん教育、がんに関する知識の普及啓発

(現状・課題)  
法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施設を講ずるものとする。」とされている。

健康については、子どもの頃から教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めるることは大切である。これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要である。

健康により「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。しかし、地域によつては、外部講師の活用が不十分であること、教員のがんに関する知識が必ずしも十分でないこと、外部講師が学校において指導する際の留意点等を十分認識できていないことについて指摘がある。

国は、平成26(2014)年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。しかし、地域によつては、外部講師の活用が不十分であること、教員のがんに関する知識が必ずしも十分でないこと、外部講師が学校において指導する際の留意点等を十分認識できていないことについて指摘がある。

【取り組むべき施策】  
がん教育の実施に当たっては、以下のような事例について授業を展開する上で配慮が求められるとしている。①小児がんの当事者、小児がんにかかったことのある児童生徒がいる場合、②家族にがん患者がいる児童生徒や、家族をがんで亡くした児童生徒がいる場合、③生活習慣が主な原因となるがんもあり、特に、これらのがん患者が身近にいる場合、④がんに限らず、重病・難病等にかかったことのある児童生徒や、家族に該当者がいたり家族を亡くしたりした児童生徒がいる場合。(出典:外部講師を用いたがん教育ガイドライン;文部科学省)

1 国は、学校におけるがん教育について、全国での実施状況を把握する。教員  
2 には、がんについての理解を促すため、外部講師には、学校でがん教育を実施  
3 するまでの留意点や指導方法を周知するため、教員や外部講師を対象とした研  
4 修会等を実施する。

5 都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議  
6 体を設置し、医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、また、学校医  
7 やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、が  
8 ん教育が実施されるよう、国は、必要な支援を行う。

9 国や地方公共団体は、引き続き、検診や健康ケア等の普及啓発活動を推進す  
10 る。また、民間団体や患者団体によって実施されている普及啓発活動をより一  
11 層支援するとともに、がん相談支援センターやがん情報サービスに関する広報  
12 を行う。

13 事業主や医療保険者は、雇用者や被保険者・被扶養者が、がんに関する正し  
14 い知識を得ることができるよう努める。

1 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 1. 關係者等の連携協力の更なる強化

3 2. 都道府県による計画の策定

4 3. がん患者を含めた国民の努力

5 がん対策を実効あるものとして、総合的に展開していくためには、国、地方  
6 公共団体と関係者等が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ、一体と  
7 なって努力することが重要である。  
8 国及び地方公共団体は、関係者等の意見の把握に努め、がん対策に反映させ  
9 ていくことが重要である。

10 国及び地方公共団体は、がん教育、がんに関する知識の普及啓発等により、  
11 がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備への理解を図る  
12 とともに、相談支援、情報提供を行うことにより、国民とともに、地域における  
13 「がんとの共生社会」を目指して、共に取り組んでいくことが重要である。

14 1. がん対策を基本として、本基本計画と、平成30(2018)年度からの新たな医療計画等との調和を図ることが望ましい。また、  
15 がん患者に対するがん医療の提供の状況等も踏まえ、地域の特性に応じた自主  
16 的かつ主導的な施策も盛り込みつつ、なるべく早期に、「都道府県がん対策推進  
17 計画(以下「都道府県計画」という。)」の見直しを行うことが望ましい。  
18 なお、都道府県計画の見直しの際には、都道府県の協議会等にがん患者等が  
19 参画すること等、都道府県は、関係者等の意見の聴取に努める。また、がん対  
20 策の課題を抽出し、その解決に向けた目標を設定すること、必要な施策を検討  
21 し、実施すること、施策の進捗状況を把握し、評価すること等を実施しながら、  
22 必要があるときには、都道府県計画を変更するよう努める。一方、国は、都道  
23 府県のがん対策の状況を定期的に把握し、積極的に都道府県に対し、好事例の  
24 情報提供を行う等、都道府県との情報共有に努める。  
25 都道府県計画の作成に当たり、国は、都道府県計画の作成手法等について、  
26 必要な助言を行う。都道府県は、がん検診のみならず、普及啓発や地域における  
27 患者支援等の市町村の取組を踏まえ、都道府県計画を作成することが望まし  
28 い。

29 3. がん患者を含めた国民の努力

30 がん患者を含めた国民は、法第6条のどおり、がんに関する正しい知識を持  
31 31

32 32

33 33

34 34

35 35

36 36

- 1 ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努め  
2 ることとされおり、今後のがん医療の向上に資するよう、以下の点について  
3 も努力していくことが望まれる。
- 4 ● がん医療は、がん患者、家族、医療従事者の人間関係を基盤として成り立  
5 っていることから、医療従事者のみならず、がん患者やその家族も、医療  
6 従事者と信頼関係を築くことができるよう努めること。

- 7 ● がん患者が適切な医療を受けるためには、セカンドオピニオンに関する情  
8 報の提示、がんに関する十分な説明、相談支援等が重要であるが、がん患  
9 者やその家族も、医療従事者からの説明を受けながら、病態や治療内容等  
10 について、理解するよう努めること。
- 11 ● がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策を実現させるため、がん患  
12 者を含めた国民も、国、地方公共団体、関係者等と協力して、都道府県に  
13 おけるがん対策の議論に参画する等、がん医療や、がん患者とその家族に  
14 対する支援を充実させることの重要性を認識し、行動するよう努めること。  
15 ● 治験を含む臨床試験を円滑に進めていくためには、がん患者の協力が不可  
16 不であり、国や地方公共団体が、国民の理解を得るために行う普及啓発は  
17 重要であるが、がん患者を含めた国民も、がんに関する臨床試験の意義を  
18 理解するよう努めること。

#### 23 4. 患者団体等との協力

- 24 国及び地方公共団体は、民間団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん  
25 患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他必要  
26 な施策を講ずるよう努める。
- 27 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 28 基本計画による取組を、総合的かつ計画的に推進し、全体目標を達成するた  
29 めには、がん対策を推進する体制を適切に評価していくこと、各取組の着実な  
30 実施に向けて必要な財政措置を行っていくこと等が重要である。
- 31 一方、近年の厳しい財政事情の下では、限られた予算を最大限有效地に活用す  
32 ることによって、がん対策の成果を上げていくという視点が必要となる。

- 1 このため、より効率的に予算の活用を図る観点から、選択と集中の徹底、各  
2 施策の重複排除、関係府省間の連携強化を図るとともに、官民で、役割と費用  
3 負担の分担を図る。
- 4 また、将来にわたって必要かつ適切ながん医療を提供するため、効率的かつ  
5 持続可能ながん対策を実現する。

#### 6. 目標の達成状況の把握

- 7 8 9 国は、全体目標とそれを達成するために必要な分野別施策の個別目標等につ  
10 いて、ロードマップを作成し、公表する。
- 11 国は、基本計画に定める目標及びロードマップについては、適宜、その達成  
12 状況についての調査を行い、その結果を公表する。また、がん対策の評価に資  
13 する医療やサービスの質も含め、分かりやすい指標の策定について、引き続き  
14 必要な検討を行い、施策の進捗管理と必要な見直しを行う。
- 15 なお、国は、計画期間全体にわたり、計画の進捗状況を把握し、管理するた  
16 め、3年を目途に、中間評価を行う。その際、個々の取り組むべき施策が個別  
17 目標の達成に向けて、どれだけの効果をもたらしているか、施策全体として効  
18 果を發揮しているかといふ観点から、科学的・総合的な評価を行い、その評価  
19 結果を踏まえ、課題を抽出し、必要に応じて施策に反映するものとする。また、  
20 協議会は、がん対策の進捗状況を踏まえ、施策の推進に資する上で必要な提言  
21 を行うとともに、必要に応じて、検討会等の積極的な活用を行うこととする。
- 22 また、都道府県は、都道府県計画に基づくがん対策の進捗管理に関するPD  
23 Cサイクルを回し、施策に反映するよう努める。
- 24 25 7. 基本計画の見直し
- 26 法第10条第7項では、「政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及  
27 びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、基本計画に  
28 検討を加え、必要があると認めたときには、これを変更しなければならない」  
29 と定められている。このため、計画期間が終了する前であっても、必要がある  
30 ときは、基本計画を変更する。
- 31 32 33 34 35 36 37